

可認局遞驛

明治二十年二月十三日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第二十二號

英吉利法律學校



目次

○羅馬法沿革史

法學士

澁谷 慥爾  
畔上啓 策筆記

○組合法

法學士

松野貞一郎  
畔上啓 策筆記

○日本刑法

(第十九號ノ續キ)

法學士

岡山 兼吉  
畔上啓 策筆記

○判決錄

(第二十號ノ續キ)

法科大學  
卒業生

植村 俊平  
畔上啓 策筆記

○論理學

(第二十號ノ續キ)

文學士

坪井九馬三  
畔上啓 策筆記

○訴訟法

(第十九號ノ續キ)

はりすゑる  
法學士

増島六一郎  
石山 彌平 策筆記

○契約法

法學士

土口 正毅 策筆記  
山口 正毅 策筆記

羅馬法沿革史之部

法學士 澁谷慥爾 講義

校友 畔上啓策 編輯

緒論

第一節 緒論ノ主旨

緒論ノ主旨

Justinian.

ジヤスチニアン帝ノ法制ハ羅馬法沿革史ノ中最モ末世ニ屬スルモノニシテ是ヨリ前數百年ノ間羅馬法ハ其邦國ト均シク幾多ノ變遷ヲ經過シ來リタルヲ以テジヤスチニアン帝ノ法典ハ此數世間ニ於テ漸次發達シタル法律ノ主義及ヒ思想ヲ含蓄スルモノニシテ其法律ノ淵源ハ遠ク羅馬創世ト共ニ發シ星霜ヲ經ルニ從テ次第ニ發達變更シ終ニ成熟シタルモノナレハ此法典ヲ學ハント欲スルニハ先ツ羅馬法沿革ノ大要ヲ知ラサル可カラス之ヲ知ラスシテ其意ヲ達セントスルハ恰モ西帝

國及ヒ共和政體ノ歴史ヲ學スシテ東帝國ノ歴史ヲ理會セントスルト  
一般ニシテ到底其目的ヲ遂クル能ハサルナリ且又此法典中ニ記載ス  
ル羅馬法ノ綱領ニ至リテハ英吉利學者ノ見馴レサル所ナレハ假令諸  
君ハ此法典ニ就キ直チニ習得スルヲ得ヘシト雖トモ初學ノ輩ノ爲メ  
ニ其細目ヲ修メントスルニ先チ法律各部ノ要領ヲ概論スルハ蓋シ無  
益ノ勞ニアラサル可シ是ヲ以テ此緒論ニ於テ初メニ羅馬法ノ沿革史  
ヲ畧序シ然ル後羅馬私法ノ大意ヲ説カント欲スルナリ然レトモ是等  
ハ唯此法典ノ序言トスルニ止マレハ固ヨリ大概ヲ論スルニ過キサル  
ナリ

第二節 羅馬古代史並ニ貴族ボビユラス

羅馬古代ノ歴史ハ漠トシテ甚タ明ラカナラスト雖トモ其市民ハ太古  
ヨリシテ貴族及ヒ平民ノ二種ヲ以テ組織ス而シテ元來此貴族ナル者

獨リ政治ノ全權ヲ掌握シ相互ニ特別ナル宗教上ノ羈絆ニ由テ連結セ  
シコトハ疑フ可カラサル所ナリ加之貴族政治ノ全體組織ニ於ケルモ  
亦等シク疑フ可キ理由アルヲ見ス其政體ノ因リテ來タル原由ノ如何  
ハ暫ク之ヲ措キ抑彼貴族ナルモノハ三種族ヨリ成立スルモノニシテ  
各種族分レテ十「キウリー」トナリ各「キウリー」ハ又分レテ十「デキウリー」  
亦「ゼンス」トナル而シテ各「デキウリー」ハ同一ノ名稱ヲ有シ同一ノ神聖  
ナル典式ニ依テ結合シタル夥多ノ家族ヲ抱括スルモノナリ然リ而シ  
テ其實際ハ一個人或ハ一家族カ時アリテ他族ヨリ宗族中ニ混入スル  
モノアリシト雖モ同宗族ノ各人ハ同一ノ祖宗ヨリ降誕シ而シテ同宗  
族ノ各家族ハ同一ノ祖先系統ノ分派タルコトハ蓋シ道理上然ラサル  
ヲ得ス故ニ家族ノ人々ハ各正統ノ血族タルコトヲ主張シ從テ同種族  
ノ各自ハ皆理論上同等一様ノ權利ヲ有セシナリ

宗教上ノ  
組織

右ノ如キ數宗族中ノ各家族ノ首長ハ「キウリス」ノ議會會即チ同宗共姓人  
民ノ總會ト稱スル大議會ニ集合シテ政務ヲ議シタリ而シテ又右三種  
族中各宗族ノ數ニ應シ三百名ノ議員ヲ以テ組成スル一議會ヲ設ケ之  
ヲ元老院ト號シ委スルニ大議會ニ附シタル重大ノ問題ニ就テ之ヲ説  
明スルノ任ヲ以テシ國王ノ如キハ此元老院ノ指名ニヨリ「キウリス」ノ  
選舉スル所ニシテ議會全體ノ首坐ニ位シ施政ノ萬機ヲ總括スルノ任  
ヲ有セリ

第三節 宗教上ノ組織

前節ニ述ヘタル如ク貴族ナルモノハ強大ナル宗教ノ羈絆ニヨリテ連  
結セラレタルモノナリ元來羅馬ノ宗教ハ政治ト密接ノ關係ヲ有シタ  
ルモノナレハ宗教ノ首領ハ僧侶社會ニアラスシテ市民ナレハ敢テ世  
俗ト異ナル所アルニアラス唯其異ナル所以ハ殊別ノ神聖ナル職務ヲ

以テ之ニ委スルノ一事アルノミ故ニ國王ハ宗教一體ノ首領トナリ陰陽士及ヒ宗教上ノ儀式ヲ處理スル所ノ官吏アリテ之ニ隸屬セリ貴族全體ハ羅馬國宗教上組織中ノ一ニ居ルモノナリ故ニ「ゼンス」家族ノ中ニ於テ單ニ生誕シタルトノ事實ノミヲ以テ他種族ノ入ルヲ許サル此神聖界裡ニ入ルコトヲ得セシメタリ而シテ此境裡ニ在ルモノハ生レテ胎内ヲ出ツルヨリ身黃泉ノ客トナルマテ宗教ノ儀典ニ圍繞セラレ終身重要ノ行爲ハ一トシテ嚴正ノ式ニヨリ制裁ヲ受ケサルモノナク地方各區分ヲ異ニスルニ從ヒ又各其殊別ノ儀式ヲ異ニシ一家及ヒ「ゼンス」ニ至ルマテ皆各尊信スル神明ノ擁護ヲ蒙ムラサルモノナク又各居住スル地方ニモ亦歸依尊信スル所ノ神アリテ以テ之ヲ鎮守ス而シテ年曆ノ制定ハ宗教ノ司ル所ニシテ就業及ヒ休憩ノ時ヲ規定スルモ亦神意ノ好ム所トセリ且神明ハ常ニ邦國ノ議會ヲ守護

シテ其企圖スル所ノ萬機神慮ニ協ヒタルヤ否ヤハ徵候アリテ以テ之ヲ知ルヲ得蓋シ其之ヲ察スルモノハ獨リ聖賢ノ能クスル所トセリ

第四節

平民 ブルジョア

斯ノ如キ特權ヲ附與セラレタル一團結ノ外羅馬國中又他ノ一原素アリ之ヲ平民ト云フ而シテ其位地ハ彼特權ヲ有スル貴族ノ占ムルモノト大ニ異ナル所アリ蓋シ此平民ナルモノハ元ト降服シタル市民ノ羅馬ニ引致セラレタルモノ或ハ自ラ好テ羅馬ニ移住セシモノ或ハ自由ヲ得タル奴隸等ヨリ組織シタルモノナラン而シテ平民ハ國王又ハ貴族ニ屬從スルモノニ他邦人ト共ニ「ゼンス」社會ノ政治範圍外ニ置カレタリ故ニ平民ハ「ゼンス」ニ入り議會ニ出テ立法又ハ行政ノ事ニ參カル能ハス宗教法ニ於テモ亦然リ之レヲ要スルニ平民ハ主治者ニ固有ノ公法及ヒ特有ノ神授法ヲ奉スル能ハサリシナリ「サルヴキアン」憲法



及ヒ三十地方種族ノ設アリシハ現存制度ノ因テ起ル所ノ基ヲ變シタルモノトセンヨリハ寧ロ將來變革ノ基ヲ開キタルモノト云フ可シ區郡議會ハ平民ノ始メテ政權ニ入ルノ門ヲ開キタルモノナリ抑區郡議會ナルモノハ所有財産ノ定度ニ從ヒ其貴族ト平民トヲ論セス之ニ會合スルヲ得ルモノナリ而シテ此三十種族ノ憲法ハ既ニ都邑ノ人民ヲ小區域ニ細別シタルヲ以テ若シ此各種族ニシテ共和政體時代ノ始メニ於テ「トリビュン」ノ制度以前ニ公認セラレタル一議會ヲ有セシナランニハ其議會ニ於テハ平民ノ最大ノ權力ヲ有セシヤ素ヨリ疑フ可カラサルナリ然レモ假令區郡議會ハ終ニ「キウリア」議會ヨリ殆ト政權ヲ取去リシト雖モ猶ホ政治體即チ貴族各自間ニ於ケル從來ノ關係ハ存在シタルノミナラス理論上長ク毀傷セラレサリシナリ又「キウリス」ハ獨リ區郡議會ノ議決ニ効力ヲ有セシムルニ欠ク可カラサル宗

教上ノ制裁ヲ附與スルノ特權アルモノナリ且平民ト貴族ハ殆ト同一ノ私法ニヨリテ支配セラル、ト雖モ平民ハ依然舊ノ如ク宗教特權ノ障壁ニ隔離セラレ未タ貴族社會ニ入ルコトヲ得サリシナリ

### 第五節 羅馬古代ノ法制

羅馬早世ノ如キ社會ニ於テハ一時偶然ニ顯ハル、所ノ事件ヲ規定スルノ外ハ殆ド直接ノ法律制度アラサリシナリ其法律ヲ制定スルニ當リテハ如何ナル法律ト雖モ皆元老院長即チ國王ノ指揮ニ屬スル處ノ元老院ニ於テ始メテ發議修正議決セラレ然ル後最高權ヲ有スル所ノ「キウリアタ」議會ニ附スルモノトセリ然ルニ區郡議會ノ制度ヲ設ケテヨリ「キウリー」議會ノ政權漸ク區郡議會ニ歸シ遂ニ「キウリー」ハ唯區郡議會ノ決議ニ宗教上ノ制裁ヲ與ヘンカ爲メニ集會スルニ過キササルニ至レリ又國王ハ宗教總裁ノ資格ヲ以テ獨リ其權内ニアル所ノ事件ニ

裁判官

關スル規則ヲ設ケタリ蓋シ此レ宗教規則レノ類集ハ宗教儀典ノ行爲ヲ規定スルノ規則タルニ過キサルモノニシテタークキニアス、スーパルハスト同時ナルパーピリアスニ依テ編纂セラレタルナラン

第六節 裁判官

凡ソ訴訟事件ニ就テ國王ハ高最等ノ判官タリ然レモ刑事事々件ニ於テハ若シ被告人貴族ナルルハ國王ノ決裁ニ對シキユリアレ議會ニ控訴スルヲ得タリ若シ又被告人平民ナルトキハ控訴スルノ法衙アラサリシト雖モ國王追放ノ後幾何モナクシテレワレリアンレ法令ニヨリ區郡議會ニ控訴スルヲ許シタルヲ以テ平民ハ之ニ控訴スルヲ得タリ民事々件ハ國王自ラホ宗教總裁キノ資格ヲ以テ之ヲ裁決シ或ハ國王ニ隸屬スル副總裁ボンテヒスレ之ヲ裁判セリコレ全ク貴族ノ私法ハ悉ク宗教法ト混合セシヲ以テ之ヲ會得シ且監督スルハ宗教總裁ノ義務ナレハナリ

國王追放  
後平民ノ  
地位

第七節 國王追放後平民ノ地位

國王追放ノ後平民ハ「キウリア」議會并ニ元老院ニ列スルコトヲ許サレタルノミナラス實際上極メテ狹隘ナル制限内ニ於テ自家ノ「ゼンス」ヲ組成スルコトヲ得タリ然レトモ從來ノ敵意尙存シ貴族平民間ノ軋轢ハ愈々其激烈ヲ加ヘタリ然ルニ「ヴァレリアン」法令ニ依リ府民若シ死刑ヲ宣告セラレタル場合ニハ區郡議會ニ上告スルノ權利ヲ定メタルノミナラス建都二百六十年ニ於テ「アエンタイン」退去事件ハ貴族ニ迫リ現存スル負債ヲ償却スルノ義務ヲ消滅シ且平民ノ權利ヲ保護センカ爲メ「トリビウン」官ヲ設クルニ至レリ而シテ此「トリビウン」ナル官ハ其始メハ二人ヨリ成立セシカ其後五人トナリ終ニ十人ニ増加スルニ至レリ邦國下等社會ノ代表者タル此等ノ「トリビウン」官ハ「トリビウン」議會ニ最モ緊要ニシテ

十

且新鮮ナル性質ヲ與ヘタリ或ハ寧ロ此議會設立ノ權輿ナリト云ハン  
モ恐ラクハ敢テ不可ナルナカル可シ而シテ當時此議會ハ司法官ヲ撰  
舉スルノ任ヲ有セシモノニシテ其司法官ハ特ニ平民社會ノ利益ヲ保  
護スルコトヲ委任セラレタリ此ノ如ク平民ハ稍々權力ヲ得タリト雖  
モ猶單ニ一部ノ救濟ヲ以テ治療スヘカラサル弊害ヲ脱却スルコトヲ  
勉メサル可カラス何トナレハ則チ平民ハ他ノ傷害スル所トナルモ未  
タ之ヲ訴フルノ法庭アラサレハナリ元來司法ノ全權ハ貴族ノ掌中ニ  
在リテ死生ニ關スル場合ニ於ケルカ或ハ故意惡念ヲ以テ法律ヲ誤用  
スルニ因テ蒙ラシメタル傷害ノ彼ノ署名ナル「ワルジニア」ノ先例ニ於  
ケルカ如ク被害者ヲシテ救濟ヲ腕力ニ訴ヘシムルニ足ルヘキ極度ニ達  
スルニアラサレハ司法官ノ裁決ニ對シテ控訴ヲナスヲ得サリシナリ  
故ニ平民ハ貴族ト同一ノ私法ヲ有スルヲ以テ理論上平民ニ屬スル所

ノ權利ノ多分ハ實際上決シテ享有スルヲ得サリシナリ然レトモ革命  
 一タヒ起リテ政體ヲ變更スルノ機會ヲ平民ニ與ヘタリ蓋シ此政體ノ  
 變更タル其性質平民社會ノ爲メニ政權ニ參與スルノ端緒ヲ開キ且永  
 遠確定ノ法律ヲ制定スルノ機關ヲ供給セシモノナリ  
 羅馬建都三百三年ニ於テ貴族平民各同數ノ人員ヨリ組織スル所ノ十  
 人政治ト稱スル一政權ヲ置キ以テ各司法官ヲ此一體中ニ集合シ之レ  
 ニ委スルニ各種ノ政柄ヲ以テスルニ至レリ蓋シ十人政治ナルモノハ  
 習慣法ヲシテ公正至當ノ管理ヲ得セシノンカ爲メニ其法律ヲ確乎不  
 援ノ地位ニ置キ且市民全體ノ利益ノ爲メ之ヲ公布スルニ最モ緊要ナ  
 ル總テノ部分ヲ蒐集編纂シ之ヲ成文律トナサントスルノ目的ヲ以テ  
 設ケタルモノナリ

第八節 十二銅表

羅馬後世ノ記者十二銅表ノ法律ヲ稱揚スルノ過度ナルト希臘ノ法律  
ヲ學ハシメンカ爲ノニ羅馬ヨリ委員ヲ該國ニ派遣シタル說話トノニ  
者ハ此銅表ノ實際表示スル所ノモノト大ニ實體ヲ異ニスル法律ノ思  
想ヲ吾人ニ與ヘタルモノト云ハサルヲ得ス何トナレハ吾人ハ「ゴール  
人種ノ侵入スル以前ニ存在シタルカ如キ羅馬公法及ヒ私法ノ整然ト  
シテ大ニ見ルヘキモノアラントナ豫期シ又法律ノ全體ハ多少外國  
法律元素ノ餘臭ヲ免ル能ハサルヘキヲ期シタリ而シテ又シセローノ  
曾テ人智ノ殆ント完全ナルモノト思考セシ法制ニ於テ新奇ナルモノ  
アラント思考スルハ又自然ノ勢ナリ然ルニ今日吾人ノ手ニ殘ル十二  
銅表ノ遺片ヲ見ルニ及ヒテ吾人ノ此銅表ニ就テ抱キタル觀念ノ全ク  
虚空ニ屬スルコトヲ證明セリ是此銅表ノ中吾人ハ未タ他國ノ元素ヲ  
借り來タリシト斷言シ得ヘキモノアルヲ見ス唯僅ニ葬儀ノ法律ニ關

スル二三ノ規則ハソローロンノ法律ヲ取捨セシニ過キサレハナリ而シテ此等銅表ノ包含スルモノ多クハ日常處世ノ行狀ヲ規定センカ爲メニ豫メ法律トシテ確定シ之ヲ公布スルノ止ムヘカラサル諸點ヲ單簡ニ發布シタルモノナリ是ヨリ以前法律ハ固ヨリ存在シタルモ邈漠浮泛口碑ノ形狀ニシテ唯僅々數箇ノ法律ヲ上梓シ之ヲ公然明示シタルニ過キサリシナリ十二銅表ハ是等ノ法律主義ノ適用及ヒ説明ヲ司法官ノ裁決ト法律ニ老練シタル輩ノ解釋トニ委任シクルカ故ニ此等ノ諸人モ亦習慣法ノ多分ヲ全ク不問ニ附シタリ然レトモ時勢ノ必要ニシテ裁決ヲ要スルモノハ悉ク之ヲ裁決シタリ此ヲ以テ此ノ輩ハ私法ノ結構ヲ末世ニ對シテ安置スルノ確乎タル基礎ヲ建設シタルモノナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ古人此法律ヲ稱シテ新規ナル法制ノ創造トナシタル如ク此法律ハ府民ノ多數ヲ裨益シタル蓋シ尠少ニアラサリシ



賠償ヲ受  
クヘキ權  
利

此權利ハ  
必スシモ  
契約ヲ豫  
想セス

モ契約ヨリ生スルモノト爲スヲ得ス時ニ契約ヲ待タスシテ此權利ノ  
 生スルコトアリ然レハ賠償權アリヤ否ヲ決スルニハ必スシモ契約ノ  
 存在スルコトヲ豫想スルヲ要セサルナリ組合ノ場合ニ於テハ總テ平  
 等ノ權利ヲ有シ平等ノ義務ヲ負擔スルヲ以テ原則ト爲スカ故ニ組合  
 員中ニ賠償權ノ生スルハ他ニアラス此原則ヨリ來ルニ外ナラサルナ  
 リ之レヲ例セハ若シ數人共擔ス可キ損害ヲ一人ニテ引受ケタルトキ  
 ハ他ヨリ其割前ノ賠償ヲ受クルハ當然ノコトニシテ土地ノ共有者ノ  
 一人カ土地ヲ修覆シ因テ破壊ヲ防キタルトキハ其修繕費ハ共有者間  
 ニ分擔セサル可カラス又一ノ負債ヲ保證スル保證人中ノ一人カ辦償  
 ノ義務ヲ盡シタル時ハ保證人間ヨリ後割前ノ賠償ヲ受クルノ權アル  
 可ク又航海中波難ニ出合ヒ船體ヲ輕クスル爲メ止ヲ得ス積荷ノ幾部  
 ナ海中ヘ投シタルトキハ其荷主ハ船舶全体ノ爲メニ己レノ貨物ヲ犧

契約ヲ以テ賠償權ヲ除去スルコトアリ

牲ニ供シタルモノナレハ其損害ハ總テ船主其他ノ荷主等凡テ船舶ノ運命ニ利害ヲ及ホスモノヨリ割前ヲ求ムルノ權利アル可キナリ必竟此等ハ元ト契約アリテ生スル所ノ賠償權ニハアラス唯他人ノ損害ヲ以テ己レヲ利スルヲ得ストノ原則ヨリ胚胎シ來リシ所ノモノナリ夫レ斯ノ如ク賠償權ハ契約ヲ待タスシテ發生スルコトアル可キモ亦契約ヲ以テ此賠償權ノ發生ヲ止ムルコトヲ得ヘキナリ故ニ豫メ賠償ヲ爲サ、ル可シト約スル如キコトアレハ爲メニ賠償權ヲ生セサルコトアル可キナリ又賠償權ハ詐欺ノ爲メニ妨止セラル、コトアル可キナリ譬ヘハ人ヲ詐キ組合ヘ加入セシメタル如キ場合ニ於テハ欺罔セラレテ組合員ト爲リタル者ハ其組合ニ何程損失ノ生スルコトアルモ他ノ組合員ヨリ割前ヲ負擔セシメラル、ノ義務ナキナリ今組合員カ組合ヨリ賠償ヲ受クル權利ノコトニ付テ論究セントスル

ニハ先ツ代理人カ本人ヨリ受托者カ委托者ヨリ賠償ヲ受クル權利ニ  
關スル原則ノ要領ヲ述ルヲ以テ最モ要用ナルコト、信スルカ故ニ先  
ツ代理人ノコトニ付論センニ左ノ三箇ノ場合ニ區別スルコトヲ得ヘ  
シ

第一 代理人カ本人ノ訓示通りニ事務ヲ執行シタルトキ

第二 代理人カ本人ヨリノ訓示ニ違背シタルトキ

第三 代理人カ本人ヨリ何等ノ訓示モナキニ勝手ニ取計ヒタル

トキ

第一ノ場合ニ於テハ別ニ論スルマデモナク代理人カ本人ノ言付ケ通  
リニ事務ヲ執行シ因テ損失ヲ被リタルトキハ凡テ其損失ハ本人ヨリ  
賠償ヲ受クルノ權アル可キナリ此場合ニ於テハ設ヒ其事柄違法ニ屬  
シタルトキト雖モ代理人ニ於テ本人スラ之レヲ爲シ得サル違法ノ所

爲ナルコトヲ知ラスシテ執行シタルトキハ猶其所爲ノ違法ナルニモ  
 拘ハラズ賠償ヲ受クルコトヲ得ヘキナリ  
 第二ノ場合ニ於テハ之レニ反シ本人ノ訓示ニ背キ爲シタル代理人ノ  
 所爲ニ付テハ設令何程ノ損失起生スルモ之レヲ本人ニ要求シ得サル  
 ハ勿論ノコトナリトス此場合ニ於テハ設ヒ本人カ事實ノ錯誤ヨリシ  
 テ一ノ訓示ヲ爲シ代理人其錯誤ナルコトヲ知ルカ故本人ノ爲メ誠意  
 ニ他ノ方法ニ依リ執行シタル時 則チ訓示ニ違背シタル時チ云フ ト雖モ尙之レヨリ生  
 スル賠償ヲ得ルノ權ナキモノトス是レ蓋シ代理人ハ本人ノ訓示ニ從  
 フノ義務アルノミニシテ之レニ反スルノ權利アラサレハナリ然レト  
 モ本人カ代理人ノ權外ノ所爲ヲ追認シタルトキハ其追認ノ爲メニ其  
 所爲ハ當初ニ泝リ恰モ本人カ命シテ爲サシメタルコト、同様ノ有様  
 ニナルカ故ニ其時ハ更ニ賠償ノ權利ヲ生スルナリ何トナレハ本人ハ

代理人ノ爲シタル行爲ニ付己レノ利益ニ關スル部分ノミヲ追認シテ  
己レノ負擔ニ販ス可キ部分ヲ除キ去ルヲ得サレハナリ  
又既ニ代理人カ本人ノ命令ニ從ヒ事務ヲ執行シ由テ第三者ニ對シ法  
律上ノ義務ヲ帶ヒタル後ハ設ヒ本人ヨリ其事務ノ停止ヲ命セラル、  
コトアルモ之レニ拘ハラス其事ヲ完結スルコトヲ得ヘシ是レ本人ト  
代理人トノ間ニアリテハ代理人ハ凡テ何事ニ拘ハラス本人ノ命令通  
リニ進退ス可キモノナレトモ既ニ事第三者ニ渡リ將サニ代理人ノ身  
上ニ義務ヲ負ハントスル際ニ於テハ此義務ヲ免カル、ニ必要ナル丈  
ケハ本人ノ命令アルモ尙之レニ背キ事務ノ執行ヲ續クルノ自由アル  
可キナリ  
第三ノ場合ニ於テ代理人カ本人ノ命令モナキニ働キタルトキハ是レ  
代理人勝手ノ仕事ナレハ其ヨリ如何ナル損害ヲ發生シ來ルモ之レヲ

本人ニ對シ要求スルコトヲ得サルハ勿論ノコトナリトス  
 然レトモ此場合ニ於テモ前述スル所ノ追認ヲ以テ總テノ責ヲ本人ニ  
 歸セシムルコトヲ得ヘキナリ  
 又代理人ハ殊ニ本人ヨリ訓示ヲ明ニ受ケサルモ其事柄ノ性質及從來  
 ノ慣行世間ノ振合等ニ由リ暗黙ノ訓示ヲ與ヘラレタルモノト見ナサ  
 レ其實本人ノ命令セサルコトヲ執行シタルトキニ於テ猶賠償ヲ受ク  
 ルノ權アルコトアリ個ハ代理人ノ權利ノ區域判然セサル場合ニ於テ  
 代理人カ相當ト認ムル所ヲ執行シタル場合ノ如キヲ云フナリ  
 此ニ一ノ難問アリ即チ他人ノ爲メニ依頼モ受ケス又命令ヲモ受ケス  
 全ク自己ノ量見ノミニテ他人利益ノ爲メニ一事ヲ行フタルトキハ其  
 報酬ヲ求ムルヲ得ルヤ否ノ一事ナリ英國法律ニ由レハ他人ノ依頼モ  
 ナキニ他人ノ事務ヲ取扱ヒタル者ハ寧ロ之レヲ恩惠ノ所爲ト見ナシ

Edmiston v. Wright.

法律上ノ賠償ヲ許サ、ルモノ、如シ唯其例外トス可キ場合ハ  
 第一 數人共ニ受ク可キ危難ヲ避クル爲メ其内ノ一人カ損失ヲ  
 醸シタルトキ  
 第二 他人カ法律上ノ義務ヲ帶ヒテ之レヲ盡ス可キ時ニ盡スコ  
 トナ得サルニ際シ之レヲ代辦シタルトキ  
 右二箇ノ場合アリ第一ノ場合ハ既ニ論シタルコトナルカ第二ノ場合  
 ハ彼ノ遺產管理人カ葬式ノ入費ニ付テハ設ヒ他人カ無斷ニ營ミタル  
 時ト雖モ之レヲ償フノ責アル如キ場合ナリ故ニ一般ノ原則ヲ云ヘハ  
 凡ソ人ノ事務ニ關與シ何程利益ヲ與フルモ其依頼ナクシテ爲シタル  
 以上ハ利益ヲ與ヘタルノ故ヲ口實トシテ賠償ヲ要求スルヲ得サルモ  
 ノトス此場合ノ判例ヲ掲ケンニエドミシト<sup>3</sup>ン訴ライトノ訴訟事件ヨ  
 リ著名ナルモノハナシ其事實ヲ掲ケンニ被告人ハチヨウルジヤ州及

組合法

百九十三

Trustee  
Trustee in Cestui que Trust.

ヒジヤメーカニ於テ或ル財産及ヒ黒奴ヲ所有セリ原告人ト組合ヲ爲  
ス所ノ一人ハ被告人ノ代理人ニシテ總テ被告人ノ此等ノ財産ヲ管理  
セリ然ルニジヤメーカニアル所ノ黒奴ヲヂヨウルジヤ州ニ向ケ運漕  
スル際船長ニ不都合ノ廉アリシ爲メ右黒奴ハ税關吏ノ手ニ取押ヘラ  
レタリ原告人ハ取押ヘラレタル黒奴ノ放免ヲ受ケンカ爲メニ一千二  
百磅ノ金ヲ官ニ支拂ヒタリ依テ差押ヘラレタル黒奴ハ解放セラレ首  
尾能ヂヨウルジヤニ到着スルコトヲ得タリ此ニ於テ原告人ハ右ノ金  
額ノ賠償ヲ被告ニ向ケ要求シタリ裁判所ハ此要求ニ對シ此支拂タル  
ヤ原告カ自己限りノ景見ニテ爲シタルコトニテ毫モ被告ノ依賴シタ  
ルコトニアラサレハ賠償ヲ求ムルノ權ナシト判定セラレタリ  
此ヨリ信任受託人カ委託人ヨリ受クル所ノ賠償權ニ付テ論センニ別  
ニ代理人ノ場合ト異ナルコトアラサルモ總テ受託人ハ受託ノ事務ヲ



第二百二十七條

第拾貳回

第二百二十八條

第二百二十七條 内亂ノ情ヲ知テ犯人ニ集會所ヲ給與シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

此條ハ内亂ニ關スル豫備罪ノ一ニシテ恰モ竊盜者ノ贖物ナルコトヲ知テ之レヲ受寄シタルト同一ノ性質ヲ有スルモノナリ普通ノ犯罪ナレハ從犯トシテ論スルモノナレトモ内亂ニ關スル罪ハ教唆ニ乘シテ附和隨行シタル者ヲ以テ從犯トナスカ故ニ特別ニ此條ヲ設ケタルモノナリ殊ニ内亂ニ關スル罪ハ獨リ一己人ノ身体或ハ一區劃ノ人ヲ害スルニ止マラスシテ直チニ社會一般ノ組織ニ害ヲ及ホス者ナレハ他ノ種類ノ犯罪ト異ニシテ特ニ之ヲ罰スル所以ナリ

第二百二十八條 内亂ニ乘シテ人ノ身體財産ニ對シ内亂ノ目的ニ關セサル重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ通常ノ刑ニ照シ重キニ從テ處斷ス

日本刑法 (第二百二十七條 第二百二十八條)

外患ニ關  
スル罪

此條内亂ノ解釋ニ止マリ深キ意味アルニアラス故ニ此條無シト雖モ  
 肉体ノ慾ヲ遂ケン爲メ姦通シ又ハ財利ヲ貪ラン爲メ強盜罪ヲ犯ス者  
 ノ別罪ヲ成立スルコトハ理論上明瞭ナルモノナリ然レトモ特ニ之ヲ  
 此ニ掲ケタル法律ノ精神ハ其内亂ニアラサル罪ヲ説キ加ヘテ益々内亂  
 ノ罪ヲシテ明瞭ナラシメンカ爲メナリ

第二節 外患ニ關スル罪

外患ト云フ文字ハ奇異ナルカ如クナレトモ畢竟スルニ漢語ニ内亂ト  
 外患ト對句ニ之ヲ用ヒタルニ淵源シタルナラン英法ニ所謂許可ナク  
 シテ外國政府ニ與シテ本國ニ抗敵シ又ハ兵器糧食ヲ供スル所爲之レ  
 ナ外患ト云フモノナリ此ニ外患ト云フトキハ外ヨリ攻メ入りタル文  
 字ノ如ク見ユレトモ決シテ然ルヲ謂フニアラス唯外國ニ與シテ本國  
 ニ背キシ爭亂ヲ云フモノナリ

第二百二十九條 外國ニ與シテ本國ニ抗敵シ又ハ外國ト交戰中同盟國ニ抗敵シ其他本國ニ背叛シテ敵兵ニ附屬シタル者ハ死刑ニ處ス此條ノ罪タルヤ一私人ニ與スルモ尙出來得ヘキコトナレトモ兎ニ角此ニハ外國ニ與スルト云フ原素ヲ必要ト爲ス則チ外國ニ與スルコト、敵兵ニ附屬スル所爲アレハ以テ此條ノ罪ヲ組成スル者ナリ外國ニ與シテ本國ニ抗敵スルトハ例ヘハ日本ト支那ト戰爭スルニ當リテ支那ニ徒黨シテ日本ニ抗敵スル如キ然リ是レ直接ニ日本國ヲ害シタル者ナリ罰セサル可カラス同盟國ニ抗敵スル云々ト云フ其同盟國トハ平和條約ヲ結フ邦國ヲ云フ例ヘハ外國ト外國トノ戰爭ニ於テ日本ノ同盟國ニ抗敵スルトキハ直接ニ日本ヲ害スルニハアラサレトモ尙間接ニ害ヲ爲シタル者ナリ故ニ同盟國ニ抵抗スル者ハ則チ日本國ニ抗敵シタル罪ト其刑ヲ同フス

日本刑法 (第二百二十九條 第三百十條)

其他云々トハ日本國ニ敵對スル地位ニ立テル兵隊ニ附屬スル如キ所  
爲是ナリ

第二百三十條

第三百十條 交戰中敵兵ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若クハ本國  
及ヒ同盟國ノ都府城塞又ハ兵器彈藥船艦其他軍事ニ關スル土地家屋  
物件ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス  
此條アリテ第二百二十九條ヲシテ益々明瞭ナラシムルニ足ル者トス本條  
交戰中云々ト漠乎タル文字アレトモ此交戰トハ日本國ト外國トノ戰  
争ヲ意味スルモノナリ又交戰中ニ在ラサレハ敵ト云フ文字ヲ用ユ可  
ラス故ニ敵兵ト稱スルハ則チ戰端ヲ開キテ後ノ名稱ニシテ未ダ戰端  
ヲ開カサル前ハ決シテ敵兵ト稱ス可キ者ナシ  
管内トハ唯陸地ノミニ限ラス海上モ普通彈丸ノ達スル所マテヲ管内  
トス乍併内海ノ如キハ尙之ヲ管内ナリト定ム例ヘハ江戸灣ハ日本ノ

管内ナリ然レトモ其開濶セル所ハ到底彈丸ハ達セサレトモ然カモ其  
灣口ノ狹マレル所ハ彈丸相達スルヲ以テナリ  
本國及同盟國ノ都府城塞云々トハ敵國ノ爲メ賄賂ヲ受ケ又ハ利益ヲ  
貪リテ本國又ハ同盟國ノ爲ニ守レル所ノ都府城塞ヲ交付スルヲ云フ  
故ニ此罪ヲ犯スモノハ多ク首領又ハ長官トス  
軍事ニ關スル土地家屋トハ譬ヘハ古ヘ云フ所ノ關所或ハ砲臺又ハ兵  
庫等ヲ云フ故ニ唯敵國ニ對シ土地家屋ヲ貸與シタルヲ以テ直チニ此  
條ヲ問擬ス可キニアラス必スヤ其交付セル土地又ハ家屋カ軍事ニ關  
シテ必要ナルモノナラサル可ラス苟モ軍事ニ關シ必要ノ者ナルトキ  
ハ亦其物件ノ如何ナルヲ問ハス此條ノ罪トナルモノトス此條單ニ物  
件トアルハ豫メ定ム可ラサル者ニシテ其時ノ方法若クハ情狀ニヨリ  
テ裁判官ノ認定ニ委スル者ナリ

第三百三十  
一條

抑此條ノ罪タルヤ内亂ニ關スル罪ノ第二百一十一條第三項及第二百十二條ト同性質ノモノニシテ唯其異ナル所ノ點ハ内外國ノ戰爭ノ間ニ在ルノミニニシテ彼ハ内國人ヲ幫助シタル罪ニシテ是レハ則チ外國人ヲ幫助シタル罪ナリ

**第三百三十一條** 本國及ヒ同盟國ノ軍情機密ヲ敵國ニ漏泄シ若クハ兵隊屯集ノ要地又ハ道路ノ險夷ヲ敵國ニ通知シタル者ハ無期流刑ニ處ス

敵國ノ間諜ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若クハ之ヲ藏匿シタル者亦同シ

前條ハ敵國ニ關スル有形上ノ罪ニシテ此條ハ無形上ノ罪ナリトス

今此條ヲ解剖スルトキハ如左

第一 本國及同盟國ノ秘密ヲ漏スコト

第二 敵國ノ軍機ニ便ヲ與フルコト

第三 第一第二ノ情ヲ以テ間諜ヲ助グルコト

本國及同盟國ノ軍情機密ヲ漏ストハ譬ヘハ兵隊ノ數ハ若干人ニシテ  
其事情ハ云々ナリト云ヘ又ハ軍艦ヲ何レニ向ケント欲スル等凡テ秘  
密ナルコトヲ敵國ニ通知スルヲ云フ斯ク秘密ノ軍情機密ヲ漏泄スル  
カ又ハ敵國ニ示セシ處ニ兵ヲ屯集スルハ危險ナリ又此處ノ地位ヲ占  
ムルトキハ必利ナラント云ヒ或ハ道路ハ何レカ平坦ニシテ何レカ險  
峻ナリト云フヲ通知シタルトキハ則チ敵國ノ軍機ニ便ヲ與フル所以  
ニシテ我ヲ害シテ敵ニ利セシムルモノナリ然レトモ此ニ注意ス可キ  
ハ敵ト云フ文字ニシテ假令平和ノ條約將ニ破レントスルニ當リテ此  
等ノ報知ヲ與フルモ未タ此條ノ罪ヲ組織スルコトナシ故ニ一旦ハ條  
約既ニ破レ互ニ戰端ヲ開ク可キ旨ヲ公布シタルトキニ限ルモノニシ

第三百三十  
二條

第三百三十  
三條

テ他言スレハ敵國ト云フ名目ノ附スヘキ時ナラサル可ラス  
**第三百三十二條** 陸海軍ヨリ委任ヲ受ケ物品ヲ供給シ及ヒ工作ヲ爲ス  
者交戦ノ際敵國ニ通謀シ又ハ其賂遺ヲ收受シテ命令ニ違背シ軍備ノ  
缺乏ヲ致シタル時ハ有期流刑ニ處ス  
陸海軍ノ用ヲ達ス者カ外國ヲ幫助シテ日本軍備ノ缺乏ヲ爲ス者ハ則  
チ日本國ニ害ヲ爲シタルモノナリ  
**第三百三十三條** 外國ニ對シ私ニ戰端ヲ開キタル者ハ有期流刑ニ處ス  
其豫備ニ止マル者ハ一等又ハ二等ヲ減ス  
此條ノ性質ハ完ク前條々ト反對ニシテ前條々ニ於テハ敵國ト云フコ  
トヲ以テ必要ノ原素トナセトモ此條ハ之レニ異ナリ萬國間ノ平和ヲ  
破リ私ニ戰端ヲ開ク者ヲ罰スル條ニシテ唯其所爲外國ニ關係アルヲ  
以テ外患ノ罪ニ編入シタルモノトス



戰端ヲ開クト云フ所爲ハ如何ナル程度マテチ云フモノナルカト尋ヌルニ外國政府ヲ敵視シテ戰爭ノ用意ヲ整ヒ以テ其手始ヲ爲シタルヨリ此稱ヲ附スルモノトス例ヘハ朝鮮人ヲ惡ミテ其一人ヲ殺サントスルニ非スシテ朝鮮政府ヲ目的トシテ戰端ヲ開キタル所爲ノ如キ即チ是ナリ

第三百三十四條 外國交戰ノ際本國ニ於テ局外中立ヲ布告シタル時其布告ニ違背シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

此條ハ局外中立ノ布告ニ背キタル罪ヲ定ムル者ナリ外國ト外國トノ交戰ニテ本國ハ局外中立ノ布告ヲ發スルコトアリ其布告中ニハ兵器糧食ヲ供給ス可ラス又政府ノ許可ナクシテ外國ノ兵籍ニ入ル可ラス又間諜ノ所爲アル可ラス其他戰爭國ヲ助ケテ他ノ國ヲ害ス可ラスト

云フカ如キ條件アリスル布告ヲ發シタルニモ拘ハラズ之レニ違背シ

タルトキハ則チ此條ヲ以テ論スル者トス

第三百三十五條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六

月以上二年以下ノ監視ニ付ス

國事ニ關スル罪ハ輕罪ト雖モ監視ノ刑アルコトヲ念ル可カラズ

國事ニ關スル罪ハ輕罪ト雖モ監視ノ刑アルコトヲ念ル可カラズ

- 第一、政府ヲ顛覆シ邦土ヲ僭竊スル所爲
  - (一) 首魁及教唆者(刑)死刑
  - (二) 群衆ノ指揮ヲ爲シ樞要ノ職務ヲ爲シタル者(刑)無期流刑
  - (三) 兵器金穀ヲ資給シ又諸般ノ職務ヲ爲シタル者(刑)重禁獄
  - (四) 教唆ニ乘シテ附和隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者(刑)二年以上五年以下輕禁錮
- 第二、内亂ヲ起スノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀其他軍備ノ物品ヲ劫掠シタル者(刑)第一ニ同シ
- 第三、政府ヲ變亂スル目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル者(刑)内亂ニ同シ

國事ニ關スル罪

第二

外患ニ關スル罪

第四、内亂豫備(刑)第一ノ區別ニ從ツテ刑ヲ科ス、各一等ヲ減ス

第五、内亂隱謀(刑)第四ニ同シクシテ各二等ヲ減ス

第六、内亂ノ情ヲ知リ集會(刑)二年以上五年以下輕禁錮  
所ヲ給與シタル者

說明、内亂ニ乘シ人ノ身体財産ニ(刑)通常ノ刑ニ照シ重キニ從テ處斷ス  
對スル罪(第百二十八條)

第一、本國及ヒ同盟國ニ抗敵スル所爲(刑)死刑

第二、敵兵ヲ幫助シタル所爲(刑)死刑

第三、本國ノ機密ヲ漏シ又敵國ノ軍機ニ便ヲ與ヘ及ヒ(刑)無期流刑  
間諜ヲ本國管内ニ入ラシメ又ハ藏匿スル所爲

第四、敵國ノ賄賂ヲ受ケ軍備ノ缺乏ヲ爲シタル者(刑)有期流刑

第五、外國ニ對シ私ニ戰端ヲ開ク者(刑)有期流刑  
其豫備ニ止ル者一等又ハ二等ヲ減ス

第六、局外中立ノ布告ニ背ク罪(刑)六月以上三年以下ノ輕禁錮  
十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

輕罪ノ(刑)ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス(第百三十五條)

第 三 章  
 靜 謐 ナ 害 ス ル 罪 章

第一、兇徒聚衆ノ罪 {自第百二十六條  
 至第百二十八條

第二、官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪 {自第百三十九條  
 至第百四十一條

第三、囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪 {自第百四十二條  
 至第百五十三條

第四、附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪 {自第百五十四條  
 至第百五十六條

第五、私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪 {自第百五十七條  
 至第百六十一條

第六、往來通信ヲ妨害スル罪 {自第百六十二條  
 至第百七十條

第七、人ノ住所ヲ侵ス罪 {自第百七十一條  
 至第百七十三條

第八、官ノ封印ヲ破棄スル罪 {自第百七十四條  
 至第百七十六條

第九、公務ヲ行フヲ拒ム罪 {自第百七十七條  
 至第百八十一條

第拾二回

第三章 靜謐ヲ害スル罪

前ニ述ヘタル如ク公益ヲ害スル罪ノ第一種ハ皇室ニ關スル罪ニシテ  
 第二種ハ國事ニ關スル罪ナリ而シテ國事ニ關スル罪ノ内第一ハ内亂  
 ニ關スル罪トシ第二ハ外患ニ關スル罪トス今此ニ講セントスル靜謐  
 ヲ害スル罪ハ則チ公益ニ關スル罪ノ第三種ナリ  
 靜謐ヲ害スル罪トハ英語ニテ「<sup>い</sup>チーフエンス、エダント、バブリックピース」  
 ト云ヒ英告利法律ニ於テモ同シク一種ノ罪トセリ乃チ靜謐ヲ害スル  
 トハ公安ヲ害スル意味ニシテ公ケノ平和ヲ害スルヲ云フ故ニ一國社  
 會ノ靜謐ヲ紊シ人心ヲシテ戰慄タラシムルハ是レ此罪トナル所以ナ  
 リ前回ノ圖解ニ於テ示シタル如ク靜謐ヲ害スル罪ノ範圍ニハ多クノ  
 種別アリ第一ハ兇徒聚衆ノ罪第二ハ官吏ノ職務ヲ妨害スル罪第三ハ

## 兇徒聚衆ノ罪

囚徒逃亡ノ罪ト云フカ如ク凡刑法第三百三十六條ニ始マリ第百八十一條ニ終ル之レヲ總括シテ九節ト爲ス

## 第一節 兇徒聚衆ノ罪

兇徒聚衆ノ罪ハ靜謐ヲ害スル罪ノ性質ニ直接スルモノナリ英國法ニモ兇徒聚衆ノ文字アリテ而シテ幾人集合スルトキハ聚衆ト云フコトヲ得ヘキヤ否ノ問題ヲ掲ケリ蓋シ日本古代ノ法律大寶令ニ據ルトキハ三人以上ヲ衆トナストアリ然ラハ三人ノ集合タリトモ衆ト云フコトヲ得可ク又事情ニヨリテ八十人ノ集合ニテモ衆ト云フ可ラサルコトアラン要スルニ能力及動作ノ性質ヨリシテ裁判官ノ認メテ以テ衆トシ又ハ不衆トナスニアルノミ譬ヘハ一村ノ壯年者カ三十人徒黨シテ隣村ニ押シ寄セ亂暴スルカ如キハ兇徒聚衆トナス可カラス之レニ反シテ假令三人タリトモ相謀ツテ警察署ニ爆烈藥ヲ投スルカ如キハ

第三百三十六條

兇徒聚衆ノ罪ヲ以テ問フヘキナリ何トナレハ一方ハ唯隣村ヲ騷擾スルヲ以テ目的トナセトモ他ノ一方ハ國ノ靜謐ヲ害スルヲ以テ目的トナスヲ以テナリ

兇徒聚衆ノ中ニ入ルヘキ罪ノ種類ハ其下ニ區別ナシ故ニ其能力及動作ニヨリテ加減スルト或ハ混合物アルニヨリテ輕重ヲ異ニセルノミ換言スレハ犯罪ノ目的ニ差異アルニアラスシテ其犯罪ノ度ニヨリテ其性質ヲ區別セルナリ

第三百三十六條 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ暴動ヲ謀リ官吏ノ説諭ヲ受クルト雖モ仍ホ解散セサル者首魁及教唆者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス附和隨行シタル者ハ二圓以上五圓以下ノ罰金ニ處ス

此條其目的ヨリ論スルトキハ未遂犯ナリト雖モ靜謐ヲ害スル點ヨリ云フトキハ既ニ人心ヲシテ恐々タラシメタル以上ハ業已ニ公安ヲ害

シタル者ナリ

兇徒トハ兇惡ノ徒ト云フニ非スシテ兇惡ノ目的アル徒ト言フ義ナリ  
換言スレハ兇トハ人ニ就キ形容シタルニアラスシテ目的ニ付キ形容  
シタル文字ナリ則チ多衆ヲ嘯集シテ暴動ヲ謀リ兇惡ノ目的ヲ以テ其  
結果ヲ望ム所爲ナリ例ヘハ租稅ヲ重課セラレタル爲メ官吏ニ迫リテ  
之レカ減額ヲ乞ヒ又ハ行政官カ土木ノ事ニ付惡事ヲ爲ステ見テ之ヲ  
侵擊セントシ或ハ戸長ニ不服ヲ鳴ラサントスルカ如キ目的ヲ以テ兇  
徒ヲ聚衆シテ暴動ヲ謀ルヲ云フ然レトモ唯聚衆ノ一事ヲ以テハ未ダ  
此條ノ罪ヲ組成セス必スヤ官吏ノ説諭ニ肯セサリシコトナカラサル  
可ラス今此條ヲ解剖スルトキハ如左

第一 多數ナルコト

第二 暴動ヲ謀ルコト



第三 官吏ノ説諭ニ從ハサルコト

第一、多數ナルコト、靜謐ヲ害スル罪ハ唯一人一已ニ於テ爲スモ其結果知ル可ケレハ必スヤ大勢集合シテ人ノ身體財産ノ安固ヲ保ツ能ハサル實力ヲ以テ犯シタル所爲ナラサル可ラス是レ多數ナルヲ要スル所以ナリ然レトモ幾人以上ヲ多數トナスヤ否ハ凡テ裁判官ノ認定スル所ニ任シテ可ナリ而シテ之レカ裁判官タル者ハ其目的ト能力トニ因リテ定ムルノ外ナシ

第二、暴動ヲ謀ルコト、法律ニ背キタル所行ヲ爲シ而シテ若シ己レ等

ノ言ヲ容ラレサルトキハ政府ノ指圖ヲ待タス腕力ヲ以テ執行セントスル如キ即チ暴動ヲ謀ルノ所爲ナリ

第三、官吏ノ説諭ニ服セサルコト、此原素ハ最モ必要ノ基礎トナス何トナレハ此原素ナキモ暴動ハ暴動ニシテ平和ヲ害スルニハ相違ナシ

ト雖モ苟モ官吏ノ説諭ニ服シ亂暴ノ舉動モ中止シタルトキハ尙ホ社會ノ靜謐ヲ害スルト云フニ至ラサルヲ以テナリ凡ソ刑罰ハ懲戒シ改心セシムルコトヲ容易ナラシムル爲メ設ケタル者ナレハ官吏ノ説諭ヲ受ケテ改心中止シタルトキハ亦刑罰ヲ科スルノ要ナキナリ故ニ以上ノ三原素ハ連帶組織ス可クシテ決シテ其一ヲ欠ク可ラサルハ恰モ身体手足ノ其一ヲ缺クモ人身ノ完全ヲ失フカ如シ

第三百三十  
七條

第三百三十七條 兇徒多衆ヲ嘯聚シ官廳ニ喧鬧シ官吏ニ強迫シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ爲シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重懲役ニ處ス其嘯聚ニ應シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ處シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス本條ハ犯罪ノ度増進シテ既ニ官廳ヲ騷カシ官吏ヲ脅迫シ又ハ村市ニ打チ入りテ米穀ヲ奪ヒ財貨ヲ掠メ始ムル者ヲ云フ彼ノ「みのはかぶり」

第三百三十  
八條

ノ類ナリ其他山中ニ放火シテ人ヲ驚カス等凡テ決行ノ罪ヲ定メタル  
モノナリ  
煽動シテ勢ヲ助クル者トハ嘯聚ニ應シテ附和シタルノミナラス勢ヲ  
助ケテ一般ノ騷擾ヲ擴ムル爲メ勞動シタル者ヲ云フ  
附和隨行シタル者トハ暴動ニ着手スルニ非ス雷同シテ隨行シタル者  
ナリ

第三百三十八條 暴動ノ際人ヲ殺死シ若クハ家屋船舶倉庫等ヲ燒燬シ

タル時ハ現ニ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放ツ者ヲ死刑ニ處ス

首魁及ヒ教唆者情ヲ知テ制セサル者亦同シ

此條ハ暴動ノ罪ノ説明ニ止マルノミニシテ實ハ第三百三十六條ノ罪ヲ  
犯シ依テ人ヲ殺シ或ハ火ヲ放チタル者ヲ罰スト云フノ條ナレハ該條  
ノ中ニ包含セシムベキ者ナリ然ルニ之ヲ區別シタルハ學問上ニ據ル

官吏ノ職  
務ヲ行フ  
ルナ妨害ス  
ル罪

ニアラスシテ其犯罪ノ度ニ基キタルモノナリ

此殺人罪又ハ放火罪ヲ犯シタル者ニ極刑ヲ加フル所以ノモノハ其所  
爲タル單ニ暴動スルノミナラス其暴動ニ此等ノ重罪ヲ犯シタルニ因  
リ其犯罪ノ度一層重キヲ加ヘタルヲ以テナリ然リ而シテ之ヲ罰スル  
ニ着手人ノミニ限ルモノハ可成着手者ヲ寡ナカラシメルノ精神ニ出  
テタルモノナリ

首魁及ヒ教唆者情ヲ知テ制セサル者云々ト學問上ヨリ之レヲ論スル  
トキハ共犯トシテ不可ナキナリ然ルニ制シタルトキハ其罪ヲ論セサ  
ルハ前ニモ述ヘタル如ク暴動ヲナスモ可成之ヲ輕クセンカ爲メナリ

第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪

官吏ハ國ノ公安ヲ維持スル爲メニ設ケアル者ナリ故ニ其職務ヲ妨害  
スルハ則チ平和ヲ破ルモノナリ

第三百二十九條

爰ニ官吏トアルハ如何ナル官吏モ悉ク意味スルカ如クシテ譬ヘハ區役所ニテ書記ノ命ヲ拒ミタルトキモ猶此罪ヲ組成スルカ如クナレトモ本條ノ官吏ノ職分ヲ行フヲ妨害スルトハ決シテ此ノ如キ性質ノ者ニアラス所謂官吏トハ行政官吏、司法官吏及郡長戸長ノ如キ者ヲ指稱ス而シテ本條ノ罪ハ此等官吏ノ公安ヲ維持スル爲メ命シタル執行ヲ拒ムヲ云フ

第三百二十九條

官吏其職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス暴行脅迫ヲ以テ其官吏ノ爲ス可ラサル事件ヲ行ハシメタル者亦同シ

本條ハ官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪ノ一ニシテ其場合ニニアリ此

罪ハ英吉利ニテハ官吏ニ對スル罪ノ中ニ入レタレトモ余ハ未タ其執  
レカ可ナルヲ知ラサルナリ

(第一) 或官吏カ人民ニ爲ス可シト命シタルコトヲ執行セントスルニ  
當リ之レニ抗抵スルニ暴行カ脅迫ヲ以テシタル第一ノ場合ナリ是レ  
單ニ執行シ能ハサラシムルノミニテハ未タ以テ其人ヲ罰スルニ足ラ  
ス然レトモ若シ腕力又ハ勢力ヲ以テ抗拒シタルトキハ茲ニ此罪ヲ組  
成スルモノトス

官吏其權限内ニ在リテ執行スル場合左ノ如シ

- (一) 法律規則ヲ執行スル場合即チ中央政府カ立法官ニ命シタル片
  - (二) 立法官ガ行政官ニ委子タルトキ
  - (三) 裁判官ノ申渡即チ司法官吏ノ命令ヲ下ストキ
- 而シテ又控訴院ノ宣告ハ大審院ニ於テ破毀セラル、コト明瞭ナル場

駁判決

成立セリト判決セサル可ラス

(駁判決)

然ルニ米國法學者ラングデル氏ハ此ノ判決ヲ評シテ曰ク

此訴件ニ於テ原告ハ果シテ申込ノ箇條ニ當レル事柄ヲ満足シタルニ  
モセヨ原告ハ被告ノ申込ヲ承諾シタルニ非ス又被告ノ約束ニ對シ約  
因テ仕遂ケタルニアラサルナリ故ニ此判決ハ恐ラクハ誤謬ナラント

〔第拾〕貸金制限ノ効果及代理追認ノ訴件

金鑛會社對國立銀行

Gold mining Co. v National Bank (96 us, 640)

千八百七十七年 合衆國上等法院判決

初メ會社ト銀行トノ間ニ於テ平日互ニ取引ヲナシ居タリシカ其取引  
決算ノ結局銀行ノ方ヘ拂フヘキ金三萬ドルノ超過額ヲ生シツマリ會  
社ヨリ銀行ニ對スル負債トナレリ因リテ始審裁判所ニ於テ債主即チ  
銀行ハ會社ヲ相手取り右三萬ドルヲ請求セシカ被告ノ抗辨モアリテ

遂ニ銀行ノ勝訴ニ歸シタリ是レ此訴件ノ起リシ所以ナリ  
又右會社ト銀行ノ間ニ於ケル取引ハ會社自カラ之ヲ爲セシニ非スシ  
テ其代理人ナル乙カ會社ノ名義ヲ以テ爲シタル者ニシテ乙代理人ハ  
自カラ會社ノ爲メニ金錢取引上ノ委任權アリト信シテ兼テ銀行トノ  
取引ヲナシタルモノナリ

此訴件ニ於テハ第一乙ノ所爲ハ會社ノ所爲ト見做スヘキカ換言スレ  
ハ此場合ニ於テ乙ハ委任權ヲ有スルヤ果シテ委任權アリトセハ豫任  
ナリヤ又ハ追認ナリヤト云フニ在リシ但シ此問題ニ入ルノ前ニ於テ  
決ス可キ今一ノ問題ハ銀行カ貸金制限ヲ超過シタル債主權ヲ有シタ  
ルトキニ其權利ノ執行ヲ訴求シ得ルヤ否ナリ

實ニ會社ヨリ銀行ニ對シテ負ヒタル決算額ハ其銀行カ貸金ヲ爲シ得  
ル制限高ヲ超過セリ故ニ控訴ノ一理由トシテ曰ク負債ノ金額法律ハ



制、ハ、超、ヘ、タ、リ、從、テ、之、ヲ、執、行、ス、可、ラ、ス、原、來、該、銀、行、ハ、千、八、百、六、十、四、年、國、會、ヨ、リ、發、布、シ、タ、ル、法、律、ヲ、遵、奉、シ、テ、設、立、ス、ル、者、ニ、シ、テ、其、法、律、第、二、十、九、章、ニ、曰、ク、一、己、人、若、ク、ハ、會、社、カ、其、銀、行、ヨ、リ、金、ヲ、借、ル、ニ、當、リ、銀、行、ニ、對、ス、ル、負、債、ノ、金、額、ハ、何、時、ニ、テ、モ、現、ニ、拂、込、ミ、タ、ル、株、券、高、ノ、十、分、ノ、一、ヲ、超、ユ、可、ラ、ス、ト、今、國、立、銀、行、ノ、資、ハ、五、萬、圓、ヲ、以、テ、成、立、シ、タ、ル、者、ナ、リ、然、ル、ニ、五、萬、圓、ノ、資、本、ヲ、有、ス、ル、該、銀、行、ヨ、リ、三、萬、圓、ノ、金、ヲ、借、リ、タ、リ、故、ニ、銀、行、ニ、支、拂、フ、可、キ、三、萬、圓、ノ、負、債、ハ、法、律、ニ、違、背、シ、タ、ル、者、ナ、リ、云、々、  
茲、ニ、會、社、ハ、自、己、ノ、利、益、ノ、爲、メ、ニ、銀、行、ヨ、リ、三、萬、圓、ノ、金、額、ヲ、請、取、リ、何、ノ、故、障、ヲ、モ、述、ヘ、ス、シ、テ、自、己、ノ、用、ヲ、達、シ、而、シ、テ、其、償、却、ノ、請、求、ヲ、受、ク、ル、ニ、及、ン、テ、銀、行、ハ、元、來、三、萬、圓、ヲ、貸、ス、可、キ、權、ナ、キ、コ、ト、ヲ、申、立、テ、以、テ、自、己、ノ、負、債、ヲ、免、レ、ン、ト、ス、果、シ、テ、控、辨、ノ、理、由、ト、ナ、ス、可、キ、ヤ、否、ヤ、  
裁、判、官、ハ、先、例、ヲ、引、キ、テ、曰、ク、ハ、リ、ス、對、ラ、ン、子、ル、ス、ノ、訴、件、ニ、於、テ、約、束、手、

形ニ基キ訴ヘラレタル被告ハ其約因ノ不適法ナルコトヲ抗辯セシカ  
當時裁判官ハ辯シテ曰ク此ノ如キ場合ニハ條例ノ全部ヲ吟味セサル  
可ラス即チ果シテ此條件ヲ設ケタル立法部ノ精神ハ苟モ條例中ニ禁  
止シタル所爲ニ關係シタル契約ハ裁判官ヲシテ執行ス可ラスト云フ  
ノ目的ヲ以テ之ヲ制定セルヤ否ヤヲ探知スヘシト(此判決例ニヨリテ  
裁判官ハ本件ノ場合ニ於テモ資本金ノ十分ノ一ヲ超過ス可ラスト云  
フ法律ノ精神ヲ吟味セサル可ラサルヲ示セルナリ)且曰ク只法律ハ或  
所爲ヲ禁シ或ハ之ヲ行フモノニ刑罰ヲ加ヘタルカ爲メニ必スシモ其  
法律ニ背キタル性質ヲ有スル契約ヲ無効トナスニ非スシテ或場合ニ  
ハ之ヲ有効トナスコトアリト又チハヤ對第二國立銀行ノ訴件ニ於テ  
本件ニ引用セル條例ニ付議論起レリ其時一方ノ抗辯ニ曰ク銀行ハ法  
律上特ニ定ムル割合ヲ超ユル貸金ヲ請求スルコト能ハスト然ルニ其

判官説ヲ述テ曰ク此貸金ノ制限ヲ定ムル法律ノ明文ハ銀行ノ取締リ  
ノ爲メニ作リタル者ナリ故ニ其割合ヲ超ヘタル貸金モ無効トスヘカ  
ラスト由是觀之我々ハ公共ノ政畧ニ從フモ國會ノ精神ヲ探ルモ銀行  
ノ貸金ニシテ特ニ定メタル割合ヲ超過スルモ其金ヲ借りタル者カ現  
ニ之ヲ自分ニ請取りテ消費シタルトキハ之ヲ辨償スヘキ義務ヲ免ル  
ハコト能ハス若シ之ヲシテ免レシムルトキハ銀行ノ債主株主及ビ其  
他一般ニ銀行ノ安寧繁昌ニ就キテ利益ヲ有スル者ノ迷惑ヲ生ス可シ  
以上ノ理由ナルカ故ニ貸金制限ヲ超過シタリト云ヘル會社ノ抗辨ハ  
相立スト判決セラレタリ

次ノ問題ハ乙ニ委任權アリヤ否ヤニシテ會社ノ社長丙ノ陳述并ニ始  
審裁判所判事ノ裁決ハ左ノ如クニシテ即チ會社ノ社長丙ノ承認陳述  
ニ基キタル委任權ノ効力如何ヲ論スルモノナリ

元來該會社ハニユーヨルクニ設置シ金鑛ハコロラドト云フ遠地ニ在  
リ乙代理人ハコロラドノ金鑛ヲ預リ其一部ヲ他人ニ貸與シ殘レル一  
部ヲ以テ探鑛ニ從事シ社長丙ハニユーヨルクニ在リテ會社ノ事務ヲ  
總理セリ故ニコロラドニ於テハ乙全ク探鑛ノ事業ヲ司レリ

始審裁判所ノ判事ハ陪審官ニ示シテ曰ク千八百六十八年十二月十六  
日以前ハ乙代理人ハ會社ノ名義ヲ以テ金ヲ借り入ル、權ナキカモ知  
ル可ラス然レトモ委任權ハ本人タル會社ニ於テ追認スルヲ得レハ最  
初ニ豫認セサル負債ヲモ引受ルコトヲ得ヘキハ勿論ナリ且曰ク乙代  
理人カ會社ノ名義ヲ以テ金ヲ借り其金ハ探鑛ノ事業ニ消費シ而シテ  
其辨償ヲ會社ニ請求シタランニハ會社ハ其代理人タル乙カ現ニ己レ  
ノ名義ヲ以テ金ヲ借りタルコトヲ知り其辨償ヲ爲サンコトヲ同意シ  
タルヤ又乙ノ所爲ハ會社之ヲ認メテ正當トナセシヤヲ考ヘサル可ラ

ス且乙ハ代理權外ニ於テ爲シタル所爲ニ付キ本人ナル會社ハ之ヲ知  
リタル上ニテ適當ナル時日内ニ之ヲ取消スコトヲ爲サスシテ本人之  
ヲ默視シタルトキハ豫メ委任權ナクシテ爲シタルコトニ同意シタル  
者ナリト見做ス可シ云々而シテ陪審官ハ代理人乙ノ所爲ハ委任權内  
ニ入ル者ト判シタルヲ以テ遂ニ銀行ノ勝訴トナリタリ  
控訴審廷ニ於テ證人ヲ吟味シタルニ千八百六十八年二月十六日ヲ以  
テ社長丙ハコロラドニ在ル代理人乙ト取引ノ總勘定ヲナシ代理人乙  
ニ對シ會社ノ負ヒタル金ヲ拂ヒ渡セリ其節ハ乙ノ帳簿ト會社ノ帳簿  
ト引合セテ計算シタリ又其決算ヲナスニハ銀行ノ出納方モ入りテ雙  
方ノ勘定ヲ助ケタリ故ニ代理人乙カ會社ノ爲メニ起シタル銀行ヨリ  
ノ借金アルコトハ社長丙ハ充分之ヲ知レリトノ事實ヲ證明シ得タリ  
此事實ハ明カニ乙ナル代理人カ會社ノ名義ヲ以テ銀行ト取引シタリ

トノ事ヲ社長ヲシテ了知セシムルニ足レリ殊更ニ社長タルモノハ會社ノ爲メニ此類ノ報知ヲ受取ルヘキ適當ノ人ナレハ社長ノ承知セルハ會社ノ承知セルニ同シ又銀行ノ役員丁戊モ亦乙カ金鑛會社ノ名義ニテ銀行ト取引ヲナシタル事ニ付社長丙ト談話ヲナシタルコトアリシトノ證據アリ

右ノ事實アルニ由リ控訴ノ判事說ヲ述ヘテ曰ク初メ乙ハ銀行ヨリ金ヲ借り入ル、委任權ナキニモセヨ現ニ金鑛ノ事業ノ爲メニ銀行ヨリ金ヲ借り且社長ハ明ニ之ヲ知リナカラ相當ノ時間内ニ之ヲ取消サ、リシ故ニ暗黙ニ委任權ヲ追認シタル者ナリ

故ニ始審裁判官ノ陪審官ニ教示シタルコト并ニ其教示ニ基キテ陪審官ノ判定シテ銀行ノ勝訴トナシタルハ正當ノ裁判ニシテ控訴ノ理由ハ相立スト判決セリ

Irregular Syllolisms

變體論式

年以來ノコトニシテ敢テ舊キモノニアラサルナリ然レトモ此論式タル全ク不用ナルモノニハアラス左ニ其適例ヲ示サンニ

第一 藤樹先生は江州の人なり

第二 江州人は諺に泥棒なりと稱す

第三 故に世に泥棒なりと稱せらるゝ者の中にも藤樹先生あり

故ニ此論式ハ人ヲ遣リ込メルニハ隨分役ニ立ツコトアリ他ノ場合モ推シテ知ラル可シ

第三章 變體論式

上來述ヘタル所ハ議論ノ正式ノコトニシテ例ヘハ哲學、法律、高等數學ノ議論ノ如キ皆此式ニ由ラサルヲ得ス然レトモ左マテ高尙ナラサル新聞紙、書簡、談話ノ議論ノ如キモノニハ此論式ヲ使用ス可カラス何トナレハ正式ノ議論ハ自然ニ難澁ナルヲ免カレサレハ新聞紙、書簡、談話

ノ議論ノ如キ通俗ナルヲ必要トスルモノニハ適當セサルナリ唯法律  
 哲學等ノ嚴格ニ論定セサル可カラサルモノニノミ正式ヲ使用スルコ  
 ト、知ル可シ通常平易ノコトニ此ノ如キ論式ヲ用キルトキハ却テ失  
 禮ニ當リ且議論ノ好趣ヲ傷ルモノトス是ニ於テカ始メテ變體ノ論式  
 ナ要ス變體ノ論式ニハ種々アレトモ就中其最モ肝要ナルモノヲ茲ニ  
 講述ス可シ

通常論式ハ三命題ヨリ成立ス此中一ヲ畧スルモノ之レヲ散體論式ト  
 云フ即チ第一ヲ畧スルモノヲ第一種トシ第二ヲ畧スルモノヲ第二種  
 トシ第三ヲ畧スルモノヲ第三種ト爲ス又論式ノ三命題ノ中其二箇ヲ  
 省畧スルモノアリ余ハ之レヲ畧體論式トハ稱セリ

又議論ニシテ二命題若クハ四命題ヨリ成立ツ如ク見ユルモノアリ又  
 三命題ヨリ成立ツモ論式規則ニ協ハサル如ク見ユルモノアリ然レト



モ其論式タル悉ク正シキモノニシテ實ハ論式規則ニ合ハサル如ク見  
ユルノミナリ余ハ之レヲ名ケテ異体論式ト云フ

又歐文ニハ例少ナケレトモ和漢文ニ多ク見ル所ノモノニシテ現ニ論  
式規則ニハ合ハサレトモ其論ノ正シキモノアリ斯ノ如キ論ノ正不正  
ハ圖法ヲ以テ見レハ明ニ判ルナリ余ハ之レヲ失体論式ト稱ス

又組立論式ナルモノアリ和漢歐文俱ニ此体アリ余ハ之レヲ鏈体論式  
ト云フ

以上皆變体論式ナリ元來歐文ノ書ニハ其英佛獨ヲ問ハス變体論式ヲ  
詳論シタルモノヲ見サルナリ今先ツ散体論式ヨリ畧論セン

### 散体

#### 第一項 散體

第一 散体トハ正式ノ三命題アル其中ノ一ヲ省クモノニシテ提綱ヲ  
畧スルモノヲ其第一種トナス

此式ハ其原則明瞭ニシテ然カ知ラサルコトナキ如キ場合ニ用キルナ  
 リ例セハ「余ハ足疲レタリ餘リ歩行セルニ由ル」ト云フカ如キ是ナリ之  
 レヲ正式ト爲サハ

第一 多クノ道ヲ行クトキハ疲ル

第二 余ハ多ク道ヲ行キタリ

第三 故ニ余ハ疲レタリ

トナル可シ

第二 中段即チ副案ヲ省クヲ第二種トス之レヲ用キル場合ハ例ハハ  
 人エ向テ話ヲ爲スニ其事柄ヲ直接ニ言フトキハ實ニ氣ノ毒ノ至リナ  
 ルヲ以テ通常之レニ適合スル原則ノミヲ述ヘテ其云ハント欲スル所  
 ナ冥々ノ中ニ知ラシムル如キ是ナリ此等ノ論式ハ談話或ハ演說等ニ  
 多ク用キルモノナリ例ハ余ハ人ニ向テ曰ハンニ「深川ハ住ムニ快カ

ラス、余思フニ水ノ惡シキ所ハ全体健康ヲ害スルモノナリ」ト云フカ如キ然リ之レヲ正式ニセハ

(一) 飲水ノ惡シキ土地ハ住ミ惡クシ

(二) 深川ハ水惡シキ處ナリ

(三) 故ニ深川ハ住ミ惡クシ

此畧式ヲ用キルトモ之ヲ聞ク者ハ必ス其何ヲ云ヒタルカヲ知ルヘシ而シテ述様ニテ深川ニ住ム人ノ心ヲ直接ニ傷ケサルヲ以テ禮儀ヲ破ラサルモノトス

第三 斷案ヲ省ク散体式ハ如何ナル場合ニ用キルカト云フニ此レハ演說又ハ新聞ノ雜報或ハ論說ナトニ多シ而シテ法律文ニハ堪ヘテ見サル所ナリ即チ諷諫、讒謗、誹謗ノ如キハ此式ヲ用キルヲ可トス簡單ナル此例ヲ舉グルハ甚タ難シ彼新聞紙ナドニテ見ルコトニテ何處トナ

ク餘韻アル如ク見ユルハ多クハ是ナリ此等ノ場合ハ其明カラ様ニ言ハサル所ニ妙味アルモノナリ

第二一頂 略體

此變体ハ二命題ヲ畧シタルモノナリ而シテ其第一種ハ唯提綱ノミ存スル場合ナリ此論式ヲ用キル場合ハ極メテ惡事ヲ云ハントスル時ニシテ實ハ自分モ言フコトヲ快トセス亦聞ク者モ之ヲ厭ヒ世人モ亦之レヲ聞クコトヲ欲セサル場合ニ多シトス

此場合ニ於テハ提綱タモ言ヒ盡サ、ルヲ常トス何故トナレハ此議論ヲ取り出シタル理由ハ勉メテ蔽ハル、丈ケハ之レヲ蔽ヒ言少クシテ以テ人ニ知ラシムルニアルヲ以テナリ例ヘハ巡査ニシテ人民ヲ保護スル職ニアリナカラ非法ニモ人ノ安寧ヲ害シタル場合ニ世人評シテ巡査ハ全体人民ヲ保護スル役ニテハナキカト云フ如キ是レナリ即チ

巡査ハ人民保護ノ役ナレハ人ノ安寧ヲ保護セサル可カラスト云フコトヲ意味シタル譯ナリ之レヲ語ラント欲スル者ハ右ノ畧體ニテ事明白ニ至ルモノナリ

第二種ハ前後ヲ畧スルモノニシテ唯副案ノミ存スル場合ナリ此使用法ハ人ヲ譽メ又ハ意見ヲ加フルトキニ在リ何ニテモ其人ノ爲メニナル場合ニ使フモノトス故ニ差當リ其目前ノ事實ノミヲ云フモノトス例ヘハ總領ノ男子放蕩ヲナス時主人意見シテ汝ハ豪商ノ嫡子ニアラサルカト曰ヒ又武官カ兵卒ヲ嗜メテ汝ハ兵士ニハアラサルカト曰フ如キ是レナリ之レヲ正式ニセハ

(一) 兵士ハ卑怯未鍊ノ舉動アル可カラス

(二) 汝ハ兵士ナリ

(三) 故ニ汝ハ卑怯ナル可カラス

第三種ハ一ト二ヲ畧シ唯斷案ノミ述ヘタルトキニシテ之レヲ用ヰル  
 場合ハ多ク俳歌ナドニアリ卽チ斷案ノミ出シ置キ他ヲ考ヘシムル如  
 キ勉メテ奇拔ノコトヲ云フ場合ナリ而シテ之レヲ出スニハ工夫ヲ要  
 スルモノナリ其角ノ句ニ「此人數舟なればこゝ涼みなかな」トアルハ狹キ  
 舟ニ多數ノ人乗り居リテハ却テ熱クトモ涼シキコトハナカランニ皆  
 是レ河ノ舟中ニ在ル故ニ涼シト云フ意味ナリ之レヲ正式ニ充ツレハ

(一) 河ハ殊ニ涼シケレハ涼ミニ宜シ

(二) 此人數ニテモ河ナレハコソ涼シケレ

(三) 故ニ此人數舟ナレハコソ涼ミカナ

トナルナリ

### 第三項 異體

異體ニハ命題二箇スラナクシテ而シテ議論ヲ成スモノアリ斯ノ如キ

ハ二命題ノモノガ一命題ニ爲リ居ルニ相違ナシ依テ先ツ之レヲ二箇ニ碎キ以テ議論ヲ立テサル可カラス

次ニ四命題アルモノアリ而シテ若シ果シテ其議論正シケレハ其中一箇ハ説明トナルモノニシテ不用ニ屬スルモノナリ説明ハ多クトモ差支ナシ是等ハ六ヶ敷コトニハアラサレトモ熟セサレハ其本文ナリヤ將タ説明ナリヤハ辨別シ難キコトアリ

次ニ三命題アリナカラ論式規則ニ合ハサルモノアリ是レハ其論正クシテ其姿善カラサルモノナレハ其姿サヘ改ムレハ從テ正式ニ合フニ至ルヘシ例ヘハ主位アリテ賓位ナキモノアリ此ハ之レヲ補ヘハ則チ可ナリ之レトテモ慣ルレハ容易ク出來得ルモノナリ例ヘハ「巡査ハ人民保護ノ役ナルニ」トアルハ主位ノミナルカ如シ

又提綱ハ簡單ニシテ斷案ニハ操様換ノ議論出テ、錯雜ナルモノアリ

是レハ提綱ヲ其儘ニ置キテ終リニ出ル事柄即チ其變リタコトヲ附ケ加フレハ則チ可ナリ

第四項 失體

失體ハ重ニ比較ノ言ヲ用キル場合ニアリ例ヘハ若カス、及ハス、又何々ヨリ優ル、劣ル、或ハ多シ、少ナシト云フカ如キ是ナリ即チ

(一) 甲ハ乙ヨリ多シ

(二) 乙ハ丙ヨリ多シ

(三) 故ニ甲ハ丙ヨリ多シ

ト是レ論式ニハ合ハス然レトモ其議論ノ確カナルコトハ疑ナキ所ナリ此論ノ媒語ハ乙ナリ而シテ正ニ第四法論式ノ姿ヲ爲ス之レヲ圖スレハ左ノ如シ





此事ニ付テ講ス可キモノ數多アレトモ茲ニ省ク唯一言以テ之レヲ蔽  
 ヘハ數字ヲ用キル場合ハ多ク此失體論式ニ入ルト知ルヘシ元來多數  
 ト云フ言ヲ用キル場合ニテモ失體トナレハ其餘ハ推シテ知ルヘシ  
 失體ノ場合ニハ圖ヲ畫キテ其正不正ヲ見サルヘカラス論式規則ハ此  
 ニ用キ難キナリ論理ニ是アルハ恰モ法典ノ外ニ特別條例アルカ如シ

第五項 鏈體

組立論式即チ鏈體式ヲ圖ヲ以テ示セハ左ノ如シ

甲一乙  
 乙一丙  
 丙一丁  
 丁一戊  
 甲一戊

然レトモ實例ニハ甲ハ戊ナリト云フコト決シテナシ總テノ甲ハ乙ナ  
 リ乙ハ丙ナリ云々トアリテ後ニ斷案ヲ附スルコトナシ上ノ圖ハ極メ  
 テ簡單ナル組立論式ナリ右ハ第一法論式ニ相當ス故ニ該法論式法規  
 ナ適用セハ可ナルモノトス現ニ大學ノ天下ヲ治ント欲スル者ハ先ツ  
 其國ヲ治ム其國ヲ治メント欲スル者ハ先ツ其家ヲ齊フ云々ノ議論ノ  
 如キ是ナリ蓋シ下句ヲ受ケテ文ヲ起スハ漢文ノ法ナレハ自然ニ鏈體  
 トナルナリ上圖ノ式ヲ崩シテ正式トスルニハ第二命題ヲ始メニ置キ  
 下圖ノ如クス可シ

第一圖  
 乙一丙  
 甲一乙  
 甲一丙

此ノ訴答法規證明法規ニ長スルニヨル則チ事實ノ陳述及ヒ證明ノ方法ニ熟練スルニアルナリ本月二十五日ニ富士見軒ニ於テ本校ノ新年宴會ヲ開キシニ横濱駐劄ノ英國領事はねん氏カ演說セラレタルニ本校ハ英吉利法律ヲ教授スルノ學校ナレハ英法ノ長所トナス所ノモノヲ取ル可シ而シテ英法ノ歐州大陸諸國ニ向テ誇ル所ノモノハ證據法則チ證明法規ノ完全ナルコトナリト則チ英國ノ法庭ニ於テハ事實ニ關係ナキ無用ノ陳述無用ノ證據ヲ提出スルヲ許サス因テ裁斷迅速ニシテ少シモ澁滯ノ患ナシ又英國ノ判事代言人ノ訴訟ニ敏捷ナルハ此ノ二法規ニヨリテ陳述ス可キコトヲ陳述シ證明ス可キコトヲ證明スルニ其道ヲ知ルカ故ナリト要スルニ實地法律家ノ優劣ハ此ノ二法規ノ秘訣ヲ得テ應用ノ妙ヲ得タルト否トニアリ

## 第二回

凡ソ訴訟ヲ取扱フハ一ノ事件ノ事實ヲ取扱フト同シク法律家ノ其技  
術ニ長スルト否トハ唯其事件ノ事實ヲ集メ之ヲ總轄シ又之ヲ分析シ  
其事實ノ關係スル所ト否トヲ分明ナラシムルニ外ナラス之ヲ醫師ニ  
譬フレハ深く訴訟取扱ニ慣レタル人ハ恰モ名醫カ病者ノ言ハサルコ  
トヲモ推知スルト同ク依頼人ノ未タ云ハサルコトト雖モ尙ホ其之ヲ  
推シテ不足ナル旨ヲ告ケ此アレハ必ス彼アルヘシト推問スルカ如シ  
夫ノ藪醫ニシテ愚暗ナル病人ヲ取扱フ如キハ病者ノ云フ所ヲ逐一聞  
得タル後ニアラサレハ治療ヲ施スヲ得サルモ名醫ハ然ラサルナリ又  
代言人ノ學識經驗ナキ者ノ如キモ之ト同シク依頼人ノ述フル所ハ何  
ニ限ラス都テ依頼人ノ言フ所ヲ聞キタル後ニアラサレハ是非ノ判斷  
ヲ下スコトヲ得サルナリ

此ノ如ク醫師ニテモ又代言人ニテモ一ノ事柄ヲ聞ケハ所謂一ヲ聞テ

十ヲ知ルノ智能ヲ具ヘテ其相互ノ關係スル所ヲ知リ之ヲ取捨折衷スルコトヲ得ルモノヲ可ナリトスヘシ此ノ如クセハ其訴訟ヲ取扱ヒ病者ヲ療治スルニ於テ最モ容易迅速ヲ感スヘキ也

此ノ如クシテ法律家ノ事實ヲ集メ又其集メ方ノ巧拙ヲ生スル次第ナリ茲ニ諸君ニ注意スヘキコトハ代言人ハ唯學問ノミニテ可ナラス實地ニ付テハ萬般ノ區別生スレハナリ既ニ判事代言人ハ訴訟ヲ取扱フ者ナルコトヲ述ヘタルカ如ク先ツ一件ノ書類ヲ集メ之ヲ取扱フモノナレトモ二者各其職ヲ異ニス判事ハ代言人ノ陳ヘシ事實中論點ニ必要ナルモノ眞正ナルモノ及事實ノ法律上ノ結果如何ヲ調ヘ之ニ適用スルニ法律ヲ以テスルニ止マルナリ然シテ代言人ハ判事ヲシテ事件ニ付キ論點ノ必要ナル所ヲ知ラシメ且之ヲ證明シテ法律ノ適用ヲ判事ニ求ムルナリ斯ク二者ノ別アレトモ訴訟法ナル舞臺ノ役者ハ取モ

直サス判事ト代言人ナリ  
 又既ニ述フル如ク訴訟法ノ兩輪雙翼トモ稱スヘキモノハ訴答法規及  
 ヒ證明法規是ナリ然レトモ先ツ判事代言人ノ何モノタルカチ知ラサ  
 ルヘカラサレハ予ハ第一ニ裁判所ノ構成ヨリ訴訟法ヲ述ヘントス  
 予カ今ヨリ講述セントスル訴訟法ハ左ノ部類ニ隨ヒ演フヘシ  
 第一 裁判所ノ構成  
 第二 訴訟關係人チ呼出ス規則  
 第三 訴訟ノ事實チ提出スル規則  
 第四 提出シタル事實チ證明スルノ規則  
 第五 訴訟ヲ審理シテ下ス所ノ裁判ヲ管理スル所ノ規則  
 第六 裁判ヲ執行スル規則  
 右六目ノ外控訴上告及ヒ其他枝葉ノ方法ニ關シタル規則モ亦訴訟法

ニ於テ講スヘキモノトス  
第一ニ裁判所ノ構成ヲ論スル理由ハ卽チ判事代言人ハ如何ナル舞臺  
ニテ如何ナル器具ニ依リ其技術ヲ施スカヲ知ルヲ要スルニ在リ余之  
ヲ講スルニ方リ英吉利及日本ノ制度ヲ比較セントスルナリ又何故訴  
訟關係人ヲ呼出ス規則ヲ第二ニ論スルカト云フニ諸君ノ知ラル、通  
リ司法裁判ノ事タル既ニ述フル如ク政府法律ヲ定メテ豫メ人民ノ求  
ニ應スルニ過キス故ニ政府カ特別ノ官吏ヲ定メ人民ノ求刑又ハ出訴  
ニ係ル事柄ヲ主トラシメ訴訟ニ付キ利害ヲ有スルモノヨリ之ヲ請求  
セサレハ裁判セス唯裁判所ハ政府ノ造クルモノニシテ救正ヲ乞フモ  
ノハ何時ニテモ來ルヘシ然ラハ則チ法律ノ規定ニ隨ヒ之ヲ許スヘシ  
ト云フニアリ故ニ民事ノ如キハ人ヲ拘留スルコトヲ得サレハ其相手  
ヲ裁判所ニ引出シ後ニ其人カ裁判所ヨリ直接ニ命令ヲ受クルコト、

ナルナリ此ノ如ク相手ハ裁判所ノ管理内ニ入ルヘキヲ以テ裁判所ノ次キニ訴訟人ヲ召喚スル規則ヲ説クヘキナリ夫ヨリ第三第四ヲ説キ終レハ先ツ訴訟ノ運命ニ達シタルモノナリ法律ノ適用解釋ハ必スシモ之レアラサレハ直チニ第五ニ移リ如何ナル點ニ付テ裁判スヘキヤノ規則ヲ論スヘキナリ固ヨリ如何ニ裁判スルカハ判事代言人ニテ其學識職務上爲スヘキ事柄ナレハ訴訟法中之ヲ講セス寧ロ他ノ法類中ニ屬ス第六ニ至リテハ裁判執行ノコトニシテ裁判ハ一箇ノ命令タルニ過キサレハ之ヲ執行スルニハ判事以外ノ手ヲ經サルヘカラス是等ハ裁判所内ノ執行局ノ部ニ屬スルモノトス其他裁判アリ執行アレハ訴訟ハ茲ニ定マルモ控訴上告等アレハ其他枝葉ノ手續ハ之ヲ第七ニ説クモノトス

訴訟法ノ區域大概此ノ如シ日本ニテハ法律モアリ又裁判所ノ構成ア



リト雖モ完全ナル訴訟手續ノ改良未タ成ラス又訴訟ヲ審判スル所ノ  
判事及ヒ之ヲ取扱フ代言人ノ如キ大概子不完具ナルヲ以テ如何ニ金  
科玉條ト稱セラル、法律モ之ヲ運用スルコト其妙ヲ得サルナリ  
凡ソ物ノ進歩ヲ論スルニ付キ制度文物ノ如キハ皆理論ヨリスルコト  
ヲ得又實地上ヨリスルコトヲ得而シテ其發達モ亦其一ヲ先キニシテ  
又其一ヲ後ニスルト常ニ同カラス日本ノ制度タル實地ヨリ發達セス  
シテ論理ニ據リタルモノ、如シ蓋シ英ノ訴訟手續ハ實地上ヨリ來リ  
タルモノニシテ理論ニ依ルモノニアラス故ニ完全無缺ナリトスルモ  
日本ノ如キハ他國ノ理論ヲ撮リ制定シタルヲ以テ實地上頗ル不都合  
ナルモノアリテ勢ヒ改良セサルヘカラス是ニ於テカ昨年司法官制ノ  
發布アリ頃者又訴訟法ノ編纂成リシト聞ク實ニ我法律ノ改良ハ昨十  
九年ヲ以テ第一着ノ端ヲ發セシモノト云フヘシ

第一章 裁判所ノ構成ヲ論ス

第一節 裁判所ノ位置及ヒ權限

英國裁判所ヲ分チテ地方裁判所及ヒ高等裁判所ノ二トス曰ク「かうん  
てーこーど」曰ク「すぷりーむこーど、れふ、じゆでいけちゆあ」是ナリ然シ  
テ英國ヲ六十區ニ分チ一區毎ニ一或ハ二ノ地方裁判所ヲ置ケリ地方  
裁判所ハ契約負債等ハ金額二百五十圓身代限處分ハ動産ナレハ千圓  
不動産ナレハ千五百圓婚姻及遺囑書等ハ二千五百圓以下ノ訴訟ヲ審  
判スル所ナリ

地方裁判所ノ判事ハ少クトモ七年間「ぼりすどる」ノ資格ヲ以テ代言事  
務ヲ取扱居タル者ニシテ其年俸ハ七千五百圓ナリ

地方裁判所ノ判決ニ服セサルモノハ高等裁判所ニ控訴スルモノトス  
而シテ高等裁判所ハ倫敦ニ在リテ其權限ハ即チ地方裁判所ニ出訴ス

<sup>12</sup>Queens Bench Division  
<sup>13</sup>Chancery Division

<sup>14</sup>High court of  
Appeal

<sup>15</sup>High court of  
Justice

ヘキモノ、外ハ一切之ヲ取扱フナリ彼ノ名譽恢復ノ如キモノハ之ヲ  
高等裁判所ニ出スナリ而シテ此裁判所ハ又之ヲ二箇ニ區別シハいこ  
いと、れふ、じやすちいすハ即チ始審廳ニシテ一ハハはいふいと、をふ、あつび  
一るハ即チ控訴廳ナリ  
始審廳ノ判事ハ十年間ハばりすとるハノ資格ヲ以テ代言事務ヲ取扱ヒタ  
ルモノニ限り控訴廳ノ判事ハ十五年間ハばりすとるハナリシカ又ハ一年  
間始審廳ノ判事タリシ者ニ限ルナリ  
地方裁判所ハ判事一人始審廳ハ二十五人控訴廳ハ六人ナリ故ニ英國  
判事ノ總數ヲ擧ケレハ百三十人ニ過キス此外警察裁判所ノ如キアル  
モ判事ニアラスシテ彼ノ上院ノ如キハ我大審院ノ如ク法律ノ裁判ヲ  
爲モ其判事三四名ニ過キサルナリ  
始審廳ヲ分チテ三トス曰クハくいんすべんちぢびしよんハちやんせり

訴訟法

二十三

七三

七二

Lord chief of  
England  
Lord chancellor

Probate Divorce and Admiralty  
Division

ちびしよん「ふるべ」でば「すねん」あどみらりち「ちびしよん」是  
ナリ而シテ此三箇ノ區別ハ歴史沿革上ノ區別ニシテ決シテ法律ヲ以  
テ定メタルモノニアラスシテ其職掌ニ由リシモノニアサルナリ古  
昔「くいんすべん」ちびしよんノ長ヲ名ケテ「ろ」るとち「ふ、れ、い  
んぐらん」ト云フ即チ英國判事長ノ義ナリ「ちやんせりち」ちびしよん  
ノ所長「ろ」るとちやんせろる「ト云フ即チ英國大法官ノ謂ヒナリ又  
「ふるへ」でば「すねん」あどみらりち「ちびしよん」ノ所長ハ其判  
事中先任ノ者ヲ以テ任スルナリ始審廳判事ノ年俸ハ二萬五千圓控訴  
廳判事モ二萬五千圓英國裁判長ハ四萬圓大法官ハ五萬圓トス始審廳  
判事ハ一人ニテ法廷ニ出席シテ裁判ヲ取扱ヒ若シ之ニ服セサルノ再  
審ヲ乞フモノアルトキハ更ニ三人ヲ集メテ審判セシムルノ制ナリ又  
「ちやんせろる」ノ見込ニ由リテハ始審廳ノ各部ノ判事ヲ更代ニテ審判

チ爲サシムルコトアリ然レトモ其判事ノ多寡ニヨリテ權限ニ廣狹アルニアラス  
「オブリーヴコー」とおふじゆぢちあ「ハ倫敦ニアルヲ以テ毎年其判事ハ地方ニ巡回シ裁判ヲ爲ス又英國判事長モ審判ノコトヲ掌ルモノトス蓋シ英國ニテハ日本ノ如ク裁判所長ト雖モ雜務ノ夥多ナルモノニアラス所長及ヒ判事ノ如キハ唯審判ヲナシ判決ヲ與フルニ過キサルナリ是レ畢竟裁判所ニ望ムヘキ必要構成ナリ  
次に裁判所ノ構成ニ必要ナルモノハ書記ナリ  
書記ハ裁判所ノ記録訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ保管シ且ツ其印章ヲ預カリ居ルモノニシテ訴訟書類ノ調製及ヒ捺印等ヲ爲シ訴訟入費ノ計算等ヲ主サトルナリ而シテ英國ニテハ判事ハ唯大體ノ事柄ヲ判定スルニ止マリ訴訟ノ繁雜ナルモノ、如キハ其事件ニ關係スル所ノ書

記ナシテ下調ヲ爲サシムルコトアリ  
 次ニ法廷ノ役員同様ニ取扱ヲ受クルモノハ代言人ナリ  
 英國代言人ニ二種アリ一ヲ「ばりしどる」ト云ヒ一ヲ「ろりすどる」ト云フ  
 「ばりしどる」ハ法廷ニ出テ訴訟ヲ取扱ヒ辨論ヲ掌トル「ろりすどる」ハ代  
 書人ノ如キモノニシテ其訴訟事件ニ關スル書類ヲ調製シテ訴訟ノ下  
 作ヘテ掌トル「ばりすどる」ハ「ろりすどる」ノ調製セル書類等ヲ携帶シテ  
 法廷ニ出テ其辯論ヲナシ以テ訴訟ノ是非ヲ争フヲ以テ専務トス而シ  
 テ前日述ヘタル所ノ「こんべーやんさる」ノ如キハ「ばりしどる」之ヲ取扱  
 フ要スルニ事實ノ集合ヲ爲スハ「ろりしどる」ノ手ニアリト云ヘシ  
 次ニ裁判所ノ職員トシテ必要ナルモノハ執行吏ナリ  
 凡ソ倫敦ノ都府又ハリばぶーるノ如キ地ニ於テハ府知事附屬ノ「しゑ  
 りふ」アリテ其職務ハ管轄内ニ於テ裁判執行ノ權力ヲ有スルモノニシ

ヨリ承諾ノ効アルモノトセリ即ち他言スレハ受申込者カ承諾狀ヲ投函シタル後ハ申込者ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得サレトモ承諾者ハ先方へ着スルマテノ間ナレハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得ヘシ右ノ規則ハ一見スレハ不都合ナルカ如シ何トナレハ一ノ契約ニシテ其成立ノ際申込者ニ對シテ契約ノ効ヲ生スル時ト承諾者ニ對シテ効ヲ生スル時トナ異ニスレハナリ去レト實際甚タ便宜ノ規則ト謂フヘシ其所以ハ承諾者ニ於テハ承諾狀ヲ投函シタル時ヨリ自ラ契約成立シタルモノト看做サ、ルヲ得サルモノニシテ其着否ハ己レノ力ノ及ハサル所ナレハナリ去レトモ申込者ニ於テハ之ヲ承諾スルト否トハ受申込者ノ隨意ナレハ其通知アルマテハ之ヲ知ルニ由シナク之ヲ知ラサレハ通知ノ着スルマテノ間ニ契約ヲ成立セリト思惟シテ用意スル等ノ事モナカルヘシ去レハ其通知ノアル前又ハ之ト同時ニ其取消

狀着スルトキハ申込者ニ不便ナク承諾者ニ便利アリト謂フヘシ  
凡ソ契約ヲ投函シタル時ヨリ契約成立スルモノトナスハ或ハ一方ニ  
ハ便利ナレトモ他ノ一方ニハ不便ニシテ雙方ノ利益相反スルコトア  
リ一方ノ者孰レカ不便ヲ蒙ムルヘキニ於テハ取引ヲ始メタル者ニ於  
テ其不便ヲ負フヘキモノトセサルヘカラス  
佛國法ニテハ承諾ハ何時ヨリ其効アルヤヲ成文法ニテ一定セルコト  
ナク學說モ亦區々ナリトス<sup>い</sup>ボチエー氏ノ如キハ承諾狀ノ達スルマテ  
契約成立スルコトナシト言ヒ<sup>ろ</sup>メルラン氏ノ如キハ投函ノ時ヨリ契約  
成立スヘシト言ヘリ  
獨逸ハ三派ノ學說アリ第一種ノ學者ハ承諾狀ヲ郵函ニ投シタル時ヨ  
リ契約成立スト言ヒ第二種ノ學者ハ承諾狀ノ達スルマテ契約成立セ  
スト言ヒ第三種ノ學者ハ承諾狀カ申込人ニ達シ申込人ノ一覽スルマ



テハ契約成立セスト言ヘリ右ノ第一説ハ英米ト均シク便益ヲ基礎ト  
 シ第三説ハ合意ヲ根據トシ孰レモ一理アレトモ第二説ハ郵函ニ投シ  
 タル時ニアラスシテ着シタル時ニ契約成立スト謂ヘルハ眞ノ合意謂  
 ナ根據トナシタルニモアラス又便宜ニ基キタルニモアラサレハ甚タ  
 レナキノ説ト謂フヘシ單ニ之ヲ受取ルノミニテ未タ一覽セサル以上  
 ハ其書狀或ハ斷リ狀ナルヤモ知レサレハナリ去レトモ獨逸商法ニテ  
 ハ一定ノ規則ヲ設ケリ其箇條ノ意義稍々曖昧ナルカ如シト雖モ今其  
 結果ヲ約言スレハ凡ソ承諾ヲ相當時間内ニ爲シ其承諾狀相當時間内  
 ニ申込者ニ達スレハ始メ投函シタル時ニ溯リテ契約ノ効ヲ生スヘシ  
 ト謂フニアリ這ハ英國ニテモ一時裁判所ニテ行ハレタル説ニシテ伊  
 太利法典モ亦是レト同様ニ記載セリ(獨逸商法第千二百十九條及伊太  
 利法典第三十六條參照)

第二十二 承諾ニシテ捺印證書ヲ以テセルニアラサルモノハ約因ノ  
 之ニ伴フモノナクンハ全ク承諾ノ効ナキモノトス之ヲ單  
 純ナル承諾ト謂フ

單純ナル承諾トハ即チ承諾者ニ於テ約因ヲ供スルコトナキ承諾ニシ  
 テ譬ヘハ物又ハ金ヲ與フヘキ申込ニ對シ之ヲ受クヘキ承諾ヲナシ承  
 諾者ニ於テ之カ報償ヲ與ヘサルモノ、如キ是ナリ而シテ英米法ニテ  
 ハ約束並ニ約因アルヲ要スルモノナレハ單純ノ承諾ヲナシ申込ヲシ  
 テ契約タラシムルコト能サルヤ明ナラン去レトモ捺印證書ヲ以テシ  
 タルトキハ約因ヲ要セサルニヨリ單純ノ承諾ヲ以テ有効ナル恩惠契  
 約ヲ生セシムルコトヲ得ヘシ

第二十一、承諾ハ通知ニヨリ完全ノモノトナル前ナレハ何時ニテ  
 モ之ヲ取消スコトヲ得ヘシ

# 萬國法律週報發行廣告

每週金曜日出版●一冊定價金四錢五厘●八冊豫約前金三十貳錢●十六冊同六拾錢●三十二冊前金壹圓八錢●六十四冊同壹圓九拾錢●但東京區外并各地方遞送ハ別ニ一冊ニ付郵稅壹錢宛申受ケ候●郵便切手代用ヲ禁ス

主筆

英吉利法律學校幹事兼講師

法學士 正七位 渡邊安積

今ヤ我日本帝國ハ條約改正ヲ決行シ全國ヲ開放シ外人ノ雜居ヲ許シ裁判權ヲ恢復シ内外人ヲ問ハス一律ニ我國法ヲ以テ之ヲ處セントス是レ實ニ我國ヲシテ文明國ノ列ニ加ヘ眞正獨立ノ一帝國タラシムル者ニシテ我國民タル者各應分ノ力ヲ出シテ以テ國家ニ盡スヘキノ期ハ抑モ今日ヨリ急且切ナルハナシ就中法律學ヲ以テ己レカ職トスル者ニ至リテハ須ク其技能ヲ盡シ一方ニ於テハ我國法律ノ改良ヲ補翼シ他ノ一方ニ於テハ同胞三千七百萬人ヲシテ法律上ノ智識ヲ涵養セシムルコトヲ勉メサルヘカラス法學士渡邊安積先生大ニ茲ニ慨スル所アリ英吉利法律學校諸氏ノ補助ヲ借り萬國法律週報ヲ發行シ以テ聊カ前述ノ本分ヲ盡サントスルノ舉アリ乃チ本店ニ於テ之ヲ發行シ廣ク國內ニ頒布セント欲ス

明治十九年十一月

萬國法律週報發行所

法律書店

錦

水

堂

# 萬國法律週報廣告

今般萬國法律週報發兌候ニ付校  
外生諸君ノ爲メ錦水堂ト特約ヲ  
結ヒ八冊前金二十四錢ヲ以テ賣  
渡シ候但シ東京區外ハ一冊ニ付  
郵税金一錢ヲ申受ケ候

萬國法律週報第十二、十三號出版セリ  
第十二號目次○萬國公法理論(イースト  
レーキ君)○私擬判事登用試験答案(藤井  
乾助)○佐野氏ノ駁論ニ答フ(星野操)○攻  
法會討論筆記○雜件●第十三號目次○攻  
通罪論附山田法學士ノ意見(畔上啓策)○  
占有ノ何物タルコトヲ論シ併セテ住ノ江  
氏ノ惑ヲ解ク(佐野春五)○鼠ノ裁判(西澤  
弘道)○判決例○攻法會討論筆記(雜件)

東京神田區神保町壹番地

錦水堂

法學士山田喜之助先生著  
英親族法

洋裝美本金壹冊  
實價金九十五錢  
郵稅二十六錢

親族法ハ夫妻親子後見人被後見人等ニ關  
スル一切ノ法理ヲ網羅詳論スルモノニシ  
テ所謂身分法ト云フモノナリ而シテ本書  
ハ特ニ注意シテ家族ノ財産制度ヲ反覆叮  
嚀ニ説明シ英米古代習慣ヨリ現行法ニ論  
及シタレハ方今社會的ノ論議ノ盛ナル  
時ニ當リテハ獨リ法律家ノミナラス我日  
本國ノ社會ヲ再造シテ歐米ノ如クナラシ  
メントスルノ志士ハ希クハ潛心熟讀取捨  
スル所アルヘキナリ

東京日本橋區入松町十五番地

博文堂

發兌書肆 原田庄左衛門

○第一科教課及受持講師姓名  
○ハ参考科  
 ○ハ科外

一 動 產 法 全 上 法 學 士 山 田 喜 之 助	一 不 動 產 法 全 上 法 學 士 伊 藤 悌 治	一 賣 買 法 全 上 法 學 士 高 橋 捨 六	○ 理 財 學 全 上 法 學 士 駒 井 重 格	○ 判 決 例 全 上 法 學 士 植 村 俊 平	○ 羅 馬 法 全 上 法 學 士 渡 邊 安 積	○ 論 理 學 全 上 文 學 士 坪 井 九 馬 三	● 英 國 刑 法 全 上 法 學 士 澁 谷 惟 爾	一 英 語 學 全 上 菅 沼 達 吉	一 組 合 法 全 上 法 學 士 松 野 貞 一	一 代 理 法 全 上 米 國 法 律 學 士 菊 池 武 夫	一 動 產 委 托 法 全 上 法 學 士 元 田 肇	一 日 本 刑 法 全 上 法 學 士 岡 山 兼 吉	一 親 族 法 全 上 法 學 士 山 田 喜 之 助	一 私 犯 法 全 上 法 學 士 奧 田 義 人	一 契 約 法 全 上 法 學 士 土 方 寧	一 法 學 通 論 每 週 一 時 法 學 士 山 田 喜 之 助
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------	---------------------------	---------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------	-------------------------	-----------------------------------

一 財 產 法 全 上 法 學 士 增 島 六 一	一 證 據 法 全 上 法 學 士 岡 村 輝 彦	一 會 社 法 全 上 法 學 士 渡 邊 安 積	一 流 通 證 書 法 全 上 法 學 士 植 村 俊 平	一 商 船 法 全 上 法 學 士 土 方 寧	一 治 罪 法 全 上 法 學 士 高 橋 健 三	一 訴 訟 法 全 上 法 學 士 松 野 貞 一	一 刑 擬 律 擬 判 全 上 法 學 士 菊 池 武 夫	一 判 決 例 全 上 法 學 士 植 村 俊 平	一 英 語 學 全 上 菅 沼 達 吉	● 米 國 法 律 全 上 米 國 法 律 學 士 シドモ	● 民 刑 訴 訟 演 習 全 上 工 藤 繁 人	○ 法 理 學 全 上 法 學 士 關 直 勝	○ 成 法 理 論 全 上 法 學 士 高 橋 健 三	○ 保 險 法 全 上 法 學 士 伊 藤 悌 治	○ 國 際 公 法 全 上 法 學 士 植 村 俊 平	一 財 產 法 全 上 法 學 士 增 島 六 一	一 破 產 法 全 上 法 學 士 中 橋 德 五 郎
---------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------------	---------------------------	---------------------	-------------------------------	---------------------------	-------------------------	-----------------------------	---------------------------	-----------------------------	---------------------------	-----------------------------

- 一 訴訟 法全上法學士増島六一郎
  - 一 保險 法全上法學士伊藤悌治
  - 一 衡平 法全上法學士戸水寛人
  - 一 沿革法理學全上法學士増島六一郎
  - 一 分析法理學全上法學士渡邊安積
  - 一 羅馬法全上法學士渡邊安積
  - 一 國際公法全上法學士植村俊平
  - 一 國際私法全上法學士山田喜之助
  - 一 判決例全上法學士植村俊平
  - 一 民擬律擬判全上法學士菊池武夫
  - 一 英語學法學士吉田直太郎
  - 一 憲法全上法學士植村俊平
  - 一 行政法全上法學士江木衷
  - 一 米國法律全上法學士シンドモール
  - 一 動產差押法法學士シンドモール
  - 一 訴訟演習全上法學士三坂繁人
- 第二科教課及受持講師姓名
- 第一學年
- 一 英法註釋每週法學士山田喜之助

- 一 法律論綱全上法學士馬場愿治
- 一 契約法全上法學士松野貞一郎
- 一 契約法全上同
- 一 私犯法全上法學士菊池武夫
- 一 私犯法全上同
- 一 私犯法全上同
- 一 代理法全上同
- 一 動產委託法全上法學士元田肇
- 一 親族法全上法學士山田喜之助
- 一 組合法全上法學士松野貞一郎
- 一 訴訟法全上法學士澁谷慥爾
- 一 英國刑法全上同
- 一 英國刑法全上同
- 一 商法全上法學士伊藤悌治
- 一 法律原論全上法學士藤田隆三郎
- 一 法律原論全上法學士澁谷慥爾
- 一 法律原論全上法學士坪井九馬三

法學士高橋捨六先生著

法學士山田喜之助先生著

法學士高橋拾六先生著

# 英米身分法

洋製美本全一册  
定價拾九錢

十月十五日發兌

身分法とは一に親族法とも稱し婚姻離婚を始め夫婦親子後見人及び主人奴僕等に關する法理を網羅詳論せるものなり殊に本書は高橋先生一には專修學校の教科用ニ供せんが爲め況く英米の法典を參照し章を分て節とし節を分て則とし專はら簡易明解を主とせられたる著述なれば拾も一部の法典を見るに異ならず故に法律に志すの人は勿論苟も親たり夫妻たり後見人たる身分ある人は熟讀し賜ふべき良書たり尙購讀者諸君の便宜を計り目錄書并に見本を調製し置たれば左店の中へ貳錢郵券寄送次第進呈す

神田區表神保町一番地角

英吉利法律學校

教科書賣捌所

## 錦水堂

### 發賣所

銀座三丁目

### 博聞社

法學士山田喜之助先生著

# 增訂英國私犯法

第三版美裝洋本  
全一册  
定價七十五錢  
郵稅不受

英國私犯法ハ英米法律ノ精華ニシテ民事上ニ於ケル吾人ノ權利義務ヲ詳論シ損害賠償ノ軌範ヲ示シ他ノ諸種ノ法律ニ比スルニ原則ノ類最モ多ク且重要ナルモノニシテ法律ヲ學フ者先ツ此ヨリ悟入シ以テ法律思想ノ根底ヲ培養セサルヘカラス羅馬法律佛蘭西ノ如キハ私犯法ナキニ非スト雖モ之ヲ一大法類トシテ精覈シタルモノナシ此編ハ則チ其遺漏ヲ補フモノニシテ向キニ大學法學部專門學校英吉利法律學校等其無數都鄙ノ官私法學校ノ教課用書ニナリタルヲ今般増訂ノ上第三版ヲ發兌スルニ至レリ著者ニ於テ非常ノ注意ヲ以テ前版ノ誤謬ヲ正シ有益ノ材料ヲ増加セラレ活版印刷モ亦甚タ鮮明ナリ江湖ノ法曹一本ヲ購フテ座右ノ珍トナシ玉ヘ

東京京橋區三十間堀一丁目

### 發兌書舖

### 九春堂

● 校外生諸君ニ廣告ス

本月十九日官報ニ英吉利法律講義錄廢業ノ旨記載有之候故校外生諸君中或ハ現在ノ法律講義錄廢業ノコトナルヤ否ニ付御問合ニ候得共右ハ昨十八年分即チ第一期一年級ノ講義錄第四十七號ヲ以テ完結シタルニ由リ次學年分ハ更ニ出版ノ届出チ爲シ十九年九月ヨリ第二期一年級及ヒ第一期二年級共第一號ヨリ發兌シタル次第ニテ第一期二年級分ハ同一年級ノ號ヲ追フテ刊行セサルカ故ニ自然願旨消滅シタルコトニテ今學期間ニ於テ發兌スル一年級二年級講義錄等ノ廢業セル次第ニ御座ナク候間爲念廣告仕候

二十年二月 英吉利法律學校

● 校外生ニ告ク

次號ヨリ校外生諸君ノ質問ニ對スル答按ヲ掲載致可候間講義中ニ於テ疑義有之候簾ハ陸續質問規則ニ從ヒ御質問寄送アレ

法學士山田喜之助先生著

英米代理法

洋裝美本全一冊 定價 金八拾錢 郵稅貳拾四錢

代理法ハ契約法商法ノ一部分ニシテ實業社會必要ノ事柄並ニ之ヲ支配スルノ法理ヲ明ニスルモノニシテ大凡世上ノ取引店問屋仲買人銀行家運送營業者其他一切ノ商家并ニ是レ等ト取引ヲ爲ス通常人カ本入代理人第三者等ノ互相ノ權利義務ヲ知ルニ必須欠クヘカラサル者ナレハ廣ク法律家并ニ素人ノ研究ヲ要スヘキ者トス 東京日本橋區久松町十五番地 博文堂 原田庄左衛門

明治二十年二月十三日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

神田區錦町貳丁目貳番地

發行所 英吉利法律學校